

西日本入会林野研究会 会 報

(第 7 号)

『入会林野と入会慣習』

(第7回シンポジウム)

卷頭言 中尾英俊 (1)

<報告要旨>

- | | | |
|--------------------|------|-----|
| 入会林野整備事業の概要 | 岡村芳美 | (2) |
| 入会林野の整備前後の入会慣習と問題点 | 高尾徳次 | (3) |
| 入会林野近代化事業を実施して | 佐藤英男 | (5) |
| 公有地と入会権 | 武井正臣 | (7) |

<シンポジウム>

- | | |
|--------------------------|------|
| I 整備前における入会慣行と権利者の確認 | (9) |
| II 登記の手続き | (18) |
| III 従事割配当と税制問題 | (19) |
| IV 生産森林組合と分収林および育林経営のあり方 | (24) |

<大会記事・総会報告>

<会員名簿>

<研究会の歩み>

<入会林野等担当者一覧>

1982. 8

西日本入会林野研究会

<卷頭言>

西日本入会林野研究会規約

第一条(名称) 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条(目的) 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条(事業) 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条(会員) 本会は西日本(中・四国、九州)地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条(事務所) 本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学おく。

第六条(役員) 本会の役員として運営委員若干名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

運営委員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条(総会) 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条(会費) 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

入会林野の研究

代表委員 中尾英俊

わが西日本入会林野研究が発足してはや8年目になる。この間、年をおうにしたがって会員の数もふえ研究会大会が盛になっていることはまことによろこばしいことである。のみならず、中日本、東日本にも同じ目的をもつ研究会が設立され、これで全国に入会林野研究の組織がつくられたことになる。お互に協力しあって研究の成果をあげたいものである。いずれ全日本入会林野合同研究会大会が開催されたら、などと考えるのは私だけであろうか。それにしてもここまでこの組織を盛立ててこられた会員各位の御努力と関係機関の御協力に心から感謝の意を表する。

少し前のことであるが、この研究会は入会林野整備研究会か、とたずねられたことがある。たしかに、この研究会では入会林野整備にかんする問題が多く取上げられる。しかし私たちは決して入会林野整備だけを問題にしようとするのではない。

私たちの本来の意図は、入会林野を、入会権者の立場から、どのように利用するのがもっと

も効果的であるか、そのための経営形態や権利関係等を研究することにあるのである。入会林野の効果的利用の一つの手段として入会林野整備が適当であると考えるから、入会林野整備が多く問題にされるのであって、入会林野整備をすることが正しいとか必ずすべきだなどと考えているのではない。入会地として現に効果的に運営されている林野は数多く、それは今後も入会林野として運営されるべきである。

入会林野を整備すべきだとはいわないまでもした方がよいとはじめから考えるのは入会権に対する歪んだ先入観があるのでないかと思われる。たしかに入会権はこれまで異端視されてきた。それは開発にとって障礙となつたからである。ところが開発という名で美しい日本の自然が破壊されてゆくのを見るとむしろ入会権を守ることの方が一層大切ではないか、と考えられる。そうである以上、入会権すなわち入会林野であることのプラスの点とマイナスの点をもう一度改めて考えてみる必要があると思われる。

<報告要旨>

入会林野整備事業の概要

山口県阿武町 岡 村 芳 美

1. 地域の概要

本町は山口県の北部に位置し、北及び東北は須佐町に、東南はむつみ村、南は福栄村に西南は萩市に隣接し、北西は日本海に面した総面積 116.76 km² でその内林野面積は 9,693 ha で林野率 83% の農林漁業の町である。

2. 入会林野整備の概要

(1) 宇田浦入会林野整備組合

整備前関係者 115名(117口)

実施完了面積 1,547,302 m²

県認可年月日 昭和44年3月10日

(整備後の状況) 山口県林業公社と分収造林契約 14.227 ha を実施して現在に至る。一部直営もある。

(問題点)

① 他町村在住者が多かったので整備後の管理について入会権者の親族による管理人を設置。

② 整備計画中組合長の死亡により一時計画書を取り下げた。

③ 入会権者が漁業関係者であったため山に対する関心があまりなかったので、施業等に対する理解を求めるのに苦労した。

④ 整備後は林業公社と分収造林契約をして造林も完了したので非常に喜ばれている。

⑤ 入会権者が多人数であったため相続関係の処理で手間取った。

(2) 宇田平原入会林野整備組合

整備前関係者 25名(24口)

実施完了面積 508,055 m²

県認可年月日 昭和45年10月30日

(整備後の状況) 山口県林業公社と分収造林契約 50.8 ha を実施して現在に至る。

(問題点)

① 他町村在住者の承諾が得られなかつたので指定から認可申請まで時間を要した。

② 入会権者が在町者でなければならぬので、他町村在住者は親族の人に持分を譲渡して整備した。

③ 整備後林業公社と分収契約をするため、実質所有者に所有権を移転しなければならないので、前所有者と実質所有者との売買をして分収契約をした。

(3) 川平山入会林野整備組合

整備前関係者 68名

実施完了面積 318,626 m²

県認可年月日 昭和51年3月30日

(整備後の状況) 国有林野の隣接地であったため現在は国有林に売却。

(4) 下郷入会林野整備組合

整備前関係者 29名

実施完了面積 148,596 m²

(整備後の状況) 調査測量のみ完了。

(問題点) 新規加入者(3名)に対して負担金などの対処の仕方が問題。

(5) 宇久入会林野整備組合

整備前関係者 45名(43口)

実施完了面積 966,702 m²

県認可年月日 昭和55年7月15日

(整備後の状況) 山口県林業公社と分収造林契約 17 ha の見込み。残地については直営林。

(問題点)

① 住所不定者があったため非常に困難であった。

② 集団内の売買を集団関係者が承認しなかったので、長期間を要した。(売買契約書の関係書類の不備のため)

57年度から行う新林業構造改善事業の中で2集団(権利者 22名面積 27.2 ha、権利者 46名、面積 10 ha)の入会林野整備を行う計画を進めている。

入会林野の整備前後の入会慣習と問題点

長崎県林務課 高 尾 徳 次

2. 入会林野整備前の入会集団の概要

(1) A地区は4つの小集落からなり、入会権者は、108名で農業105名、商業主体3名という農業主体の集落である。

旧藩時代は、家老の知行地であったものが、明治の初め、郷に寄附され郷山となつた。

大正時代に村有地となった後、昭和33年、代表者4名で登記した。

昭和26年、地区の中学校建設の資金を調達するため、入会権者と権利の無いものにも出資させ、その時の出資者110数名を入会権者とした。

当時の林業経営は、小集落から選任された山委員6名を中心に、年間7~10日間無償出役により、植栽、保育管理がなされ、

毎回70~80名の者が出役していたが、出役しない者から出不足金を徴収し、出役した者に弁当代や酒代として支給し、毎年0決算としていた。

また、郷外に転出すると、脱退させ手切金として10万円程度支給していた。

入会林野整備の動機は、入会権者の中に
は、従来の旧株と分家や新規加入による新
株とがあり、植林地の出役の状況により差
をつけ管理していたが、会計処理が面倒に
なっていた。

入会権者間で差のあった権利を、松や雑
木の処分を行い、現金を支給し、平等とし
た上で入会林野整備を行った。

尚、整備時の山林面積 106 ha、人工林
44 ha であった。

(2) B 地区は 8 集落からなり、入会権者 721
名で農業主体の集落である。

廃藩置県により、旧藩主から、B 地区 4
名、当時 550 戸程度に無償譲渡され、大正
12 年に部落有林野統一により、従来の慣
行を条件に村有地となり、昭和 15 年には
町村合併により市有地となった。

山の利用は、昭和 20 年代までは、薪炭
の採取と採草がなされ、年間 20 日間程度
解禁日が定められ、1 日に牛馬 1 頭分の搬
出が認められていた。

昭和 27 年頃から車の普及に伴う一方、
エネルギー源の変化、建築様式の変遷に伴
ない利用方法も変って、伐採跡に造林を開
始したが、昭和 33 年に大水害に見舞われ
保安林の重要性が認識され、昭和 34 年か
ら 38 年まで保安林改良事業として、毎年
相当量の造林がなされた。

造林は市の直営で地元には賃金が支給さ
れているようであるが、自力でこれの保育
と造林を相当量実施している。

作業は入会権者のうち 600 名程度が、ト
ラック 15~16 台に分乗し、無償出役によ
り実施された。

出役しない者からは、2,000~3,000 円
程度の出不足金を徴収し、諸経費に充当し

ていた。

入会林野整備の動機は、市名儀を入会権
者全員の所有名儀に移転し、安心して山林
の管理經營に専念するため、入会林野整備
を発議した。

整備時の山林面積は 230 ha、人工林 154
ha、天然林 76 ha であった。

3. 入会林野整備後の生産森林組合の概要と經 営上の問題点

(1) A 地区は、昭和 44 年に入会林野整備を
行い、生産森林組合を設立した。

A 生産森林組合は、設立時 108 名で、各
人は現物出資として、土地を 1 万円あて出
資している。

組合設立後は、団地造林事業を導入し、
組合員の無償出役により、急速に造林が進
み 100% 人工林化された。

また、昭和 52 年から 55 年まで林構事業
の高度集約育林として、総事業費 28,000
千円で下刈 61 ha、除伐 71 ha、枝打 60
ha、作業路開設等が実施され育林作業が進
み良い山づくりがなされているが、経営上
次のような問題点がある。

① 補助事業の導入に伴い、賃金を支給せ
ざるを得ず、林構事業がなくなれば、今
後は無償出役とせざるを得ない。法人税
法では協同組合は、賃金を支給するもの
を除くと規定されており、この組合は將
來從事割配当が出来るか問題を残して
いる。

② 組合員の老齢化が進み、後継者難が危
惧されている。

③ 森林經營簿（組合員出役台帳、年度別、
場所別、作業種別）決算、登記手続が充
分でなく事務能力に問題がある。

(2) B 地区は、昭和 46 年に入会林野整備を

行い、組合員 721 名各人は現物出資として、
土地を 1 口 10,000 円として 40,000 円あ
て出資して設立された。設立後、公團造林に 23 ha 提供し、他に
自力造林 13 ha が無償出役により実施され、
現在は保育作業中心で作業量も僅かであり、
人員輸送作業時の事故等を考え、森林組合
に委託している。

この組合の問題点としては、組合員が多く
組合員が多く現在 641 名であり、総会
には 80 名程度出席、他は書面決議して
いるが、総代制を導入していない。

② 無償出役が困難なため、除伐、間伐、
枝打が遅れている。

有償にして組合員の作業にすれば森林
組合の作業班の方が作業の仕上がりが良
いということになり、委託に出すケース
が多くなりつつある。

③ 脱退者が多いが、1 人 40,000 円の出
資金を脱退者に払戻すのが困難である。
現在、320 万円未払いとなっている。

④ 収益がなくて年間 2,000 円ずつ負担さ
せ、5 年後に出資金に振替えているが、
この負担も困難である。

5. 問題をとりまとめてみると整備前の問題で
あった、所有権の不安、入会権者の不確定、融
資を受けられない等の問題は入会林野整備に
より消滅した訳ですが、生産森林組合に新ら
れた問題が発生した。

① 社会情勢の変化により無償出役が困難に
なっている。

出役がなければ収益がないので、事業を
実施するには、融資を受け賃金を支払う方
法か、保育等が手遅れになるかである。

② 入会林野の場合、有償でも問題はないが、
組合の場合は賃金を支払うと、法人税法上
の従事分量配当が受けられない。

有償化はその時は良いが、その後また無
償化せざるを得ない場合どうなるのか。

③ 生産森林組合は、出資と労務の提供で經
営していくものである。

入会慣習では、出役しなければ出不足金
を支払うことにより平等の権利が認められ
ていたが、生産森林組合では、出資のみで
事業に常時從事しない者も組合員として認
められている。

育成段階で事業に從事せず、後継者の相
続加入などにより、從事できるようになり、
収益のある年度の実績で従事割配当をする
とすれば、組合員間でアンバランスが生ず
る。

④ 脱退者が多い

入会慣習では、脱退の場合、無償か錢別
程度で済ませていたが、出資したものを払
戻さねばならない、これの捻出に困ってい
る。

入会林野近代化事業を実施して

熊本県南小国町 佐藤 英男

南小国町には 10,646 ha の林野のうち町有林
野（含原野）が 5,300 ha を占め、時代の変遷に

より遊休林野が発生するようになり、41年度より入会林野整備事業を実施し近代化を推進した。

1. 町有林の沿革及び現況

(1) 官有林野の払下げ及び寄附

官民有区分に際し官有になった林野について明治32年国有土地森林原野下戻法の公布につき、明治38年3月の村会で約100筆につき下戻申請がなされた。明治38年4月に大字有となり、翌年39年9月の議会で下戻地に統一条件を附し寄附を受理する様議決した。

(2) 部落有林野の統一

官民有区分により民有とされた原野は部落有林野統一事業により大正11年より昭和5年にかけて下記の条件をかけて南小国村に寄附されている。

(3) 統一条件

① 使用区域に対する使用料の件…部落負担
② 造林・管理者に対する保護・報酬の件…伐採収益金の10分7は部落へ交付

③ 造林組合に対する分取条件

イ 天然林の売却の場合10分の6を組合に交付する

ロ 人工造林木の売却の場合10分の7を組合に交付する

ハ 町より植林費を支出して村(町)有林の保護、手入を委託された林分の売却の場合10分の3を組合に交付する

④ 薪炭林を経営する造林組合の立木売却の場合従来の慣行による。

(4) 町有林野の管理及び処分

部分林設定条例による

① 土地利用は部落又は牧野組合

② 立木及び土地の処分は町が実施し収益

(5) 町有林野の現況

町有入会林野は直営林及び学校林を除いたものである。直営林及び学校林は313haである。これを除いた部分林396ha、その他の入会林野4,600haである。

(6) 入会林野の特色

- ① 入会権者の資格及び権利
 - a 部落在住者であること
 - 入会権の資格を明文化している集団は少なく、権利及び義務は平等で部落から転出したら権利は当然放棄したことになる。
 - b 固定資産税の非課税…税の対象となる
 - c 採草放牧利用の自由
- ② 植林の場合

町と部分林設定組合の分取…部分林設定条例、統一条件で制限される。

立木等売却の場合は町に申請し、町が処分し、その収益金を町が交付金として交付するので所得税の対象とならない。

管理面においては使用収益の面では入会権者で行っている。但しトラブルが生じた場合は町が解決にのりだす。

2. 入会林野近代化事業について

(1) 整備の着手・実施

昭和41年度から実施

(2) 整備の実施方法

南小国町町有入会林野整備要綱を制定しこれに基づいて事業を進める。例えば①集団が管理している林野の10%を純町有にし、90%を団体に無償で所有権移転をし近代化事業を行う。②個人分割は認めず権利者が農事組合法人又は生産森林組合に出資し、集団経営を指導し高度利用を計ってい

る。

(3) 実施の基本方向

昭和41年10月20日の農林事務次官通達に集団経営による高度利用と権利の零細分割防止が指示してある。その主旨に基づき当町では集団経営(法人経営)を進めている。

この整備を実施することにより入会権者に造林意欲をおこさせ、同時に資産意欲も向上させて町民の所得の向上を計ることを目的としている。

(4) 問題点

①②の両方を実施するに際しては現在の成員ではうまくいかない。

この整備により当初目的であった町の基本財産の造成ならびに国土保全にあった経営をすることにしているが、特に100年計画を樹立して、将来に向って80年から100年生以上の大径木生産並びに特殊材(えん柘材・人工絞丸太・焼き杉材)及びシタケ原木の生産確保・オーレンその他の林間栽培による林地の活用を実施している。

本町は、町有林野のうち大半が畜産的に利用されているが、近代化事業を実施することにより高度利用をしなければ目的を達成出来ない。それには出来るだけ森林經營地を取るとしても、残りの林野を畜産利用地として草地造成改良を行うことが必要となる。

ところで、林野で草地造成改良を行えば農地法の適用を受ける事になる。入会林野の近代化を行う場合、現在の権利者の中には、農業経営を行っていない者がいる。この様な者がいる場合、金銭にて対価の支払い、権利の放棄をして載き農業経営者のみにして実施すれば問題は発生しないが、放棄をしない場合、農業経営を行っていない者を含んで近代化を実施する場合、近代化法では入会整備が出来ることになっても、農地法に抵触して所有権の取得及び法人への所有権の出資が出来ない事になるが、この問題はなんとか解決出来ないものであろう。

公 有 地 と 入 会 権

島根大学法文学部 武井正臣

1. 公有地入会

地盤の所有名義が県・市町村・財産区となっている土地(林野)の上に入会権が成立している場合を公有地入会という。

県有地・財産区有地の上に入会権があるのは地域によってかたよりがあるが、市町村有地の上に入会権があるのは全国的にみられる。

財産区有地上の入会は中国地方に多い。特に岡山県は全国でベスト3にはいる。しかし財産区有の上に入会権がない県はない。例えば鳥取県は財産区の上に入会権があって整備している(三朝)。その他の地域もある。市町村有地の入会と財産区有地の入会では生じる問題が異なる。

2. 公有地入会の歴史

a 地盤所有権が公有化した理由

明治22年の町村制以後林野統一が推進され、その結果部落有林野という今までに限った形の入会地が発生した。

b 入会権が存続した理由

公有化（林野統一等）時の条件（入会集団と市町村の取決め）により入会権が存在している。別の角度からいようと入会地の上を利用する権利（入会権）は地盤所有権の変動にかかわらず多くの所で存続してきた。その利用形態は今と昔では随分かわってきているものの、入会権それ自体は依然として存続している。その母体は藩政時代の村、いわゆる入会集団である。

3. 整備上の問題

(1) 入会林野整備・旧慣使用林野整備のどちらの手続によるのが妥当か。

a 入会権（民法）と旧慣使用権（地方自治法）との関係。

（学説）私権論…民法上の入会権

公権論…公法上の旧慣使用権

折衷説…入会権と旧慣使用権が重なり合っている。

（判例）戦前・戦後を通じて私権論の立場。公有地を昔から、入会的に利用している権利は、民法上の入会権であって旧慣使用権ではない、というのが一貫した裁判所の意見である。

b 近代化法の立場

入会林野近代化法の整備は入会林野整

備手続によるのが判例理論にそった妥当な方法といえる。

(2) 地盤所有権者の認定方法

a. 市町村有か住民共有か、あるいは、b. 財産区有か住民共有かは、形式（公簿）と沿革を充分調べて行うのが妥当である。

(3) 財産区有地上の入会権

a. 財産区の運営と入会権者の範囲

「財産区」住民側の問題—実態の変化
b. 行政府の姿勢

(4) その他

近代化法が施行されて十数年になるが、近代化法による整備のメリットとデメリットが出てきている。今後、整備を進めしていく上で考慮に入れておく必要がある。

メリット… ①権利者の範囲を確定する。

②権利を確保し明確化する。

③事業を行う際の造林契約などの契約がスムーズにいき入会地の高度利用が目ざせる。

デメリット… ①税制上の問題。
②生産森林組合に改組した場合の脱退者の払戻金の問題。

③個人分割により権利の譲渡、集中の現象が生じ入会権の解体につながる可能性がある。

④近代化をすれば昔からの慣習はそのまま維持できない。近代的な所有権になったのであるから。この点についての権利者の認識が不十分であるとかえって困ったことにもなる。

<シンポジウム>

司会 吉嶺芳徳（長崎県林務課）

岡森昭則（九州大学農学部）

発言者（発言順）

武井正臣（島根大学法文学部）

木村忠之（鳥取県日野地方農林振興局）

岡村芳美（山口県阿武町役場）

綾部誠司（林野庁森林組合課）

肥後恒文（宮崎県林産課）

松原功（山口県林業公社）

中尾英俊（西南学院大学法学部）

徳本達夫（愛媛県林政課）

池ノ上元（長崎市役所）

山口正郎（高知県梼原町役場）

堺正紘（九州大学農学部）

佐藤英男（熊本県南小国町管財課）

小野泰助（大分県九重町産業課）

楠本弘之（熊本県鹿本事務所）

山上三郎（佐賀県入会コンサルタント）

宮脇秀雄（鹿児島県種子島町経済課）

小山秀雄（熊本法務局登記課）

大野和人（熊本県球磨事務所）

河津昭雄（熊本県小国町経済課）

西森正信（高知県林業課）

塚本祐介（福岡県林政課）

山下明（福岡県田主丸町役場）

長浜安雄（鹿児島県林業振興課）

高尾徳次（長崎県林務課）

平野朝彦（広島県林政課）

杉山宏明（佐賀県富士町林業課）

桔梗教明（島根県林政課）

浦崎永信（沖縄県林務課）

<はじめに>

司会（吉嶺） まず提出された質問事項を検討して、入会林野整備前の問題と整備中あるいは整備後の問題に大別して、I. 整備前、II. 整備中、III. 整備後、IV. 整備後の経営問題等について討議していただきたい。

I. 整備前における入会慣行と権利者の確認

<入会慣行と権利者>

司会（吉嶺） ①鳥取県の木村さんの質問で、記名共有地であるが部落で管理し山委員長が総括し、総会は入会権者63名で構成している入会林である。入会権者資格としては部落内に在住して昭和29年村より払下された当時に所有権者となった者、およびその後権利金を支払い

権利者大会（総会）の承認を受けて権利者となつた者、また権利移動の規制として利用権の売買譲渡は権利者大会（総会）の承認を要する。以上のような入会慣行の内容であるので昭和50年に1名他部落の者に売買し保存登記している。このような入会林を整備するのに売買により得た権利者を入会林権利者として認め整備できるか。入会権者と所有名義人の関係はどうか。という問題と、②宮崎県の肥後さんから、権利者の親族による管理人設置、親族への譲渡による処理で他町村在住者の権利を認めた形をとっている。実質、整備地は入会権が存在していたのかどうかの基本的問題にかかわると思われるが、入会林野整備として取りあげた当地の判断材料を入会慣行を中心として教えて欲しい。

③林野庁の綾部さんから、山口県の事例について

て他町村在住者の取扱いのため整備が手間どったとの報告があったが離村失権の慣習はなかつたのか。また阿武町における入会の慣習は離村失権でないのが通常か。④佐賀県の杉山さんから山口県の岡村さんへ、宇田平原入会整備組合の問題点の②で他町村在住者は親族の人に持分を譲渡したとあるが、転出者にも権利があるならば入会権ではないのではないか。⑤同県の山上さんから宇田浦入会地についての問題点の中に他町村在住者が多かったとあるが、登記名義人が多かったのか。又入会権者がそうであったのか。入会権者とすれば入会慣習はどうなっていたか。⑥また高知県の西森さんから各整備組合の慣習及び整備の際の登記名義人の所有権の確認の徴取についてどうしたか。

以上が整備前の入会慣習なりその手続等のことである。それでは初めてこういう会議に参加された方のために入会権等について武井先生の方からもう少し詳しく説明していただきたい。

＜入会権者の範囲＞

(武井) 烏取県の木村さんの質問にお答えする。これは入会規約というか入会慣習に反してその中の1人が自分の持分を他部落の者に売ったことが有効かという主旨の質問か。

(木村) 他部落の者に1名が売買し、その他部落の者は一応権利者として、整備組合は認めるというかたちの上で入会慣行というものができたのではないかというふうにとれるので問題提起した。

(武井) 他部落というのは隣接部落などで、その者を入会権者と認めても入会権の本旨に反しない程度近くにいる者か。

(木村) 同一町村内の者だ。

(武井) これは、隣接部落に住んでいる者が記名共有地の持分の譲渡を受けたとい

うより、入会権者として認めてもらったということ。そうすると先ほどの説明の、村内在住ということはおそらく同一部落内の在住という古来の常法の意味だと思う。部落全員が認めれば入会の株を人に売ることができるということであれば、株を買った隣接部落の者が入会集団の一員として認められるということはありうると思う。しかし、入会集団の規約に反して売却してしまったという場合は、入会権の性質からいえばとえ登記上記名共有権を取得しても入会権者となることはできないから、その持分の売却は法律上無効である。ここでは入会集団の承認のもとにその入会権そのものの譲渡が認められたということであればそれでかまわないと。

＜県外転出と権利譲渡＞

司会(吉嶺) 次に岡村さんに補足説明願いたい。

(岡村) 最初に綾部さんからの質問であるが、他町村在住者の取扱いのため整備が手間取った点については、他町村といっても記名共有者で登記簿上は実際に阿武町内に登記してあったが、東京、大阪に転出しており、その了解を求めるのに手間取ったわけで最終的には入会権者ではないので、新戚の者に権利を譲渡してもらい整備を進めていった。

(綾部) 入会権者として認めたことによって手間取ったということではなく、ただ登記上の所有者にすぎなかったということか。それ以外で集落を離れた者に入会権を認めていたのでその同意を得るために手間取ったということはないか。

(岡村) 結局はそうなるが、実質的には転出しているので、その者が昔からの入会権者となり、その同意をとるのに手間取ったということ

である。県としてはこれらの転出者を入会権者としては認められないということであったので、権利を譲渡してもらうという方向にもっていき整備をした。

＜入会権と共有権＞

(肥後) 県のほうで入会整備事業を担当しているが、昭和42年からスタートして簡単な入会林野の整備事業は進んでいる。しかし年々困難になってきて今回のテーマである入会権と入会慣行という問題はひっかかることが多い。山口県の岡村さんからの問題提起の中で宇田浦と宇田平原の、いわゆる他町村在住者の扱いについて非常に興味ある問題点を上げてあったので質問をした。この問題の中で権利者の親族による管理人設置、親族への譲渡による処理ということで、いわゆる他町村在住者の入会権を認めた形をとっているが、そうした場合整備した土地に入会権というものが存在していたのかという基本的な点が疑問である。実務上、入会権と共有権の判断がむつかしく、コンサルタントの先生方、山口県の方にもその判断の仕方をおぎたい。

(岡村) 他町村在住者を入会権者として認めるということはできないということなので、町内に在住している者に(記名共有になっているので)、名義の変更をしなければならないということになるから書類上、権利を売買してもらう手続をとった。

(肥後) 権利があるのを他の人に一時的に譲ったとしか受けとれないがどうか。

(岡村) そのとおりである。造林等の推進には権利関係が明白でないと分取造林等の契約ができないからそうした。

(松原) 山口県の場合は特殊ケースであり、山口県の入会の中には記名共有が多い。その最

大原因は明治初年の林野地租改正に帰している。藩有林を部落に縁故払下げをほとんどやってしまった。それで部落在住者の名前の株という格好で記名共有になっている。当時の規約をみて、いろいろな株の分け方をしているが、その株は外へ出さないこととしている。いわゆる部落規制が強くとられている。これは大正時代には変化をみているが、昭和に入っても変わっていない。故に外へ株が出るケースがなかった。転出する場合は、部落の中で売買して出るということであった。こういうことが部落規制であるので、入会であるということはまちがいない。

ただ近年になるとこれが崩れてきて、他町村に出る場合は部落内の親戚の者を代理人において賦役の代りに金を払うというように変化してき、しだいに共有に近くなっているケースがある。そうなると共有であるのか入会であるのか判断がむつかしくなるが、部落規制というものが働いているということから私共は入会とみていく。

＜入会林と共有林＞

司会(吉嶺) 武井先生に入会林と共有林について取りまとめをお願いする。

(武井) 入会権と共有権の区別はつきにくい場合が多い。全体として入会権の解体、消滅傾向があるので、本来は入会であることが確かだが、使用の仕方が変わってくるうちに民法上の共有に近づいてくる。それは純粋な入会とも純粋な共有ともいえない。いわば灰色の状態である。入会から共有にかわっていく途中の状態の林野が多いと思う。整備上は入会かそうでないかはっきりしなければならず、その判断に頭を悩ます場合が多い。理屈からいうと入会と共有の区別というのは、ある程度別の種類で特徴があることになる。民法上の共有と入会との区

別の一一番基本は、入会集団という村落共同体である入会集団が集団としてもっているというのが入会である。

ところが共有というのは例えば二人がお金を出し合って山を買うということで、その間に村落共同体というような緊密なつながりはない。これが基本的なちがいである。但し、村落共同体がしだいに崩れていくと単なる共同でお金を出し合って買った山、いわゆる民法上の共有の山に近づいてくる。そこで入会と民法上の共有との決定的な差は分割請求権の有無である。入会山というのは分割請求ができない性質をもっており、共有山というのは一人でも分割請求をすれば他の者はそれに応じなければいけないというのが共有の特徴である。だから村の山である、村落共同体の山であるから、分割を許さないという点が残っているということが大きなマルクマールになると思う。

また民法上の共有であると民法上の共有持分権というものがあるわけで、その持分権を他人に売却、贈与する場合は他の共有者の同意を得ずに単独でできる。あるいは持分権を抵当に入れてお金を借りることもできる。持分権というのは処分自由である。入会の場合は、入会にも持分権があるというものが最近の学説である。入会にも個人としての権利はもちろんあるが入会権の場合は自分の権利、例えば山に行って自分に割り当てられたところを切るという権利でも入会集団の許可を得ずに自由に売却、贈与はできない。これは記名共有地でもできない。こういうようないくつかの目安がどちらに傾むいているかということで区別するより仕がない。

さらにもう一つの目安としては、かっては入会山であったことが確実な場合はずっと入会権が続いているわけである。したがって、それが灰色になって完全に民法上の共有になるまでは、

灰色にはかわりないのであれば入会とみて整備の対象にしてかまわないと思う。換言すれば、入会山であったことが確実な山林ではその入会権が完全に解体、消滅してしまったという証拠がないかぎり、灰色の状態であっても入会地として整備の対象にしてもいいと私は考える。

＜分割請求権と入会権＞

(中尾) 今の武井先生の御意見に二、三補足させてもらう。民法上の共有と入会的な共有の場合の説明で、入会の場合であると共同所有者つまり入会権者は分割請求がないということはその通りである。また共有の場合は一人でも分割請求権があるということは、民法上はまさにそうである。しかし森林の場合には森林法第186条により、持分の過半数の決議がなければ個人では分割請求はできないから、これは100%は決め手にはならない。この場合の決め手は例えば、部落有イコール入会であるので、木を売った代金は総有である。この代金に対する分割請求権は個人ではない。ところが共有だということになればこの代金に各個人が法律上の分割請求権をもつ。そうなればそれは入会ではないといわざるを得ない。しかしその収益金は部落の公共のために使うということであれば、多少崩れかかっていてもそれは入会だといわざるを得ない。これは区別の大きな指標となると思う。

それからもう一点は、例えば部落から転出しても、転出の仕方が問題であって、隣接部落に行くというのは別として、例えば南小国から熊本とか大阪、東京などどこに行っても入会権はあるということは論理的にあり得ない。但し部落から出て行った人も入会権をもっているという場合はあると思う。それはその人の先祖が非常に功勞があったとか、特別の事情でその人に

対して認めたということが例外的にあってもそれはさしつかえない。

しかし、外に出ても権利があるということになると、今いる100人の入会権者が全部出ていっても入会権があるということになるが、それは入会権の否定である。外に出た人がたまたま権利をもっている、だから入会ではないとは言い得ない。出て行った人も持っているということと、出て行っても権利があるということは厳格に区別しなければならない。

＜公有林の入会関係＞

司会(吉嶺) 公有林の入会関係で愛媛県の徳本さんから武井先生へ、質問が出てる。公有地入会の認定方法で、公有地の上にある集団が造林等を行っている場合に、公有地入会であるかどうかは、どういう目安によって行えばよいか。特に部落有林野統一あるいは町村合併の時に、入会権の放棄がなされたかどうかの判断方法である。徳本さんの方から補足を願う。

(徳本) 抽象的な質問であるが、特に愛媛県の場合には旧慣使用林野というもののがかなりある。実際これが旧慣使用林野であるかという認定については市町村、財産区から抵抗があり、単に部落との分収林であるとか、あるいは部落に貸付けているだけだというような主張がされる。從来通り昔から部落が使用管理している場合でも、部落有統一事業あるいは町村合併の時に、そういう権利はなくなってしまったというような考え方がある。そういう場合にこれが旧慣使用林野だと、どういった点に目をつけて主張すればいいか。実際の具体的な判断というものは判断材料がないと判断していく。参考までに教えていただきたい。

＜旧慣使用権と入会権＞

(武井) 市町村有地を部落集団の人が使っている場合にその使っている権利は入会権であるか旧慣使用権であるかということか。それをどういう規準で判断したらいいかということか。

(徳本) そもそも権利があるということが問題である。

(武井) 旧慣使用権も入会権もないのではないかということか。

(徳本) 旧慣使用権か入会権かという問題の前の事態として、部落としてのそいつた権利があるかということである。

(武井) 市町村有地を市町村自身ではなく他の誰かが使っているとすると、不法に使っているのではない限り何かの権利があるとみなしてよい。

(徳本) だから市町村の方では単に貸しているような債権契約の意味を主張している。つまり部落の使う権利は入会権として使っているのではなく分収契約、貸付契約に基づいて使用しているんだと主張している。

(武井) その場合に何か証拠になる契約があるのか。

(徳本) 条例や町村合併の条件といったものである。部落と契約している場合もある。

(武井) 例えば部落有林野統一をやって、そのあとはそれまでの入会集団に土地の管理を頼んでいるにすぎないということなのか。

(徳本) 市町村としてはそういう主張をする。

(武井) その根拠になるような条例をつくって、それによって貸借関係が結ばれているというわけか。

(徳本) 契約関係は結んでいる。

(武井) この場合は土地を使う権利は旧慣使用権でもなく、まして入会権でもなく、条例によって森林の撫育を委託しているにすぎないと

（徳本） そういうことである。まず第1段階として部落の方に権利があるとして、その権利はどういった権利なのか。入会、あるいは旧慣使用権なのか、条例または契約に基づいた債権的契約の権利なのか。
（武井） 公法上の債権関係の格好かどうかということ。私が考えるところでは大体林野統一というのは上からきたものであるから、ある程度市町村としても実績を上げなければ上からにらまれるということがある。だから一応市町村有としては、それをただ単に撫育を依頼しているにすぎないんだという一種のカモフラージュをしている。
（徳本） ところが、実体は従来の入会集団があり、その集団が従来の入会慣習のとおりに使いつづけているということである、というのが私が調査でみた中で大変多い形である。そうすると実態の面から、入会慣習が林野統一の前後でまったく変わらずに継続しているわけで、入会集団が規制のもとに林野を使っているというのが入会慣習の本質だと思う。その状態が一貫して変わらずにつながっているとするならば、仮に条例上、貸与のような形をとっているとしても入会権は存続していると私は解釈する。
（徳本） そうすると部落の方で維持管理している状態があれば入会とみていいのか。
（武井） 維持管理というのが例えば下草を刈るとか枝打ちをするとか部分的な作業を町から請負ってその部分だけをやっているというのでは具合が悪い。入会集団がそれまでの状態を継続して、入会集団自体がそれを使っているということが決め手になると思う。作業を部分的に請負っている状態であれば、これは入会権はなくなっているという場合もある。しかし多くの場合は、入会の事実はずっと続いているわけで

ある。但し利用内容は昔は柴草とか燃料を取っていたのをある時代から造林にきりかえるということはあると思う。入会集団が入会集団としてその土地を使っているという事実がある以上、部分的にある仕事を請負っているわけではないからそれは入会というべきだと思う。

司会（吉嶺）次に長崎県の池ノ上さんから、以下の様な質問がでている。市町村名義の土地があり市町村は集落に対し昔から採草する権利を認めているが、集落は最近採草はしておらず放置されている。高度利用の観点から入会権者に採草の権利を放棄させて造林に出役する者のみと分収契約を結びたい。実施上どのような問題が生ずるか。

（池ノ上）特別な補足はないが、最近住宅化が進み山仕事をしない人の入り込みがあり、その人々は入ってきた時点で入会権が発生するのだろうが、この人々は山仕事をしないので山仕事をする人たちとだけ造林の分収契約を結びたい。

（山口）私の町には4000町ほどの町有地がありそのうち1000町くらいが採草地である。それを緑化するため造林を進めた。そのまま造林せよといつても採草権を放棄しないので、例えば官行造林を行えば入会権者に10%交付するものを、採草地を官行造林契約すれば30%地元へ交付しようと、採草権者に有利な状態で緑化を進めていった。私の町では採草地は集落単位に提供しており、その集落がある時期採草を中止しても、それは一時休止であって採草を必要とすれば山焼きなど山仕事を参加すれば、そこにいつでも採草する権利が復活できるものであると考える。従ってその集落で造林をするなり、第三者に造林させるなり、そういうこと

により収益が多くはいる分については集落を形成している入会権者が等しく恩恵を受ける。但し、他部落に住所を移せば入会権は消滅するというような解釈で運営している。

(堺) 山口さんの話はまったくその通りである。池ノ上さんの質問に私の意見を述べると、山口さんは今採草地として集落が入会権をもっており、一時的に採草を中止してもなお入会権は存続すると、また出損入得であるが、入得ということにかかわって池ノ上さんの説明には非常に重要な問題を含んでいる。転出した場合に権利を失うというのは非常にわかりやすいが、それでは入ってきたから権利があるのかというとこれは実際の入会林野の運用はそうではない。公有地をめぐってそういう論議はあるが、それは別として入会地一般の理論でいくと、その関係集落の住民になったからといって無条件に入会権を取得するものではない。入会権の範囲というのは入会権者しか決めることはできないわけで、入会権者がこれだけが入会集団であると判断すればそれでいい。仮に町有地、市有名義の土地であっても、入会集団が入会権の資格および範囲を確定して、その人が分取造林の契約主体になることは議論としてさしつかえない。むしろ入会権として入会集団として処理していくとするにはそれしかない。

（堺）農地に基本的に属する一つの権利に入会探草権があるというのはまったくその通りである。入会林野が江戸時代に成立したのはまずはその過程を経てであった。さらに燃料や住宅用材も含めて江戸時代の農民を生かさぬように殺さぬようと、最低の条件として入会林野なり入会林は設定されていったと思う。その裏側として入会権は形成されてきた。しかし長崎県の分収造林という造林行為に関わってくると、これは入会権が農地からはなれて一人歩きしてくる。そういった段階で入会権者とはいっていい誰なのか。どういった性格の人が入会権者なのかということを決めるに、事務的に苦労していることだと思う。

（綾部）長崎県の問題で、入会権者を判断してその入会権者と分収契約するということをもう少し説明してほしい。入会権者を定めてその者と分収造林契約する場合、それは非常に無理があろうと思うのだが、もし分収造林契約を結ぶ場合、入会権者を確定し、入会権を整備してその人間の共有地なり生産組合なり個人分割した上で、分収造林をはかるのがもっとも妥当な方法ではないかと思う。今の段階で入会権者を判断して造林した場合に、造林の契約書には入会権者（判断された）だけが載るかと思うが、それが将来伐期に達した場合、それ以外の人間がその時点においては山に作業に行っていなかったけれど、自分たちにも権利があるとの主張を出すと思う。それでどういった形で分収造林契約をするのか具体的に説明願いたい。

（池ノ上）現在の権利者全員と分収契約を結ぶというわけではなくて、その権利者の選定は

入会権者の方で決定がなされる。その中に造林をしたいという人と、山仕事をしたくないという人がいるわけで、山仕事をしたいという者とだけ分収造林契約を結ぶ。その前の段階として全員採草権を放棄してもらい、その時点では山仕事を望む人と分収契約を結びたいのである。しかしそういうことが実際上できるのかということと、そうした場合実施上どういう問題ができるかを聞きたい。

司会（吉嶺） 今の問題は整備をしなくて分収造林契約をやりたいということか。

（綾部） 整備をやって確定した権利者と契約を締結した方がいいと思う。現実に入会とわからず分収契約をしあとでわかり、めんどうになつた例もあるので、将来誰のものかはっきりさせるためには整備をしたほうがいい。

（山口） 私の町では採草権者が40名いる。採草不用であるから造林しようとした時、20名位の不賛成者がおり契約がまとまらない。そこで任意の造林組合をつくらせて造林を行う者に70%、入会集団（40名）に10%、町が20%など20通り位の方法をもって分収造林契約を進めている。

（中尾） 長崎の池ノ上さんの提起された問題について事実関係が確認されないまま討論されている。綾部さんのように整備してしまえといふのは一つの答えであるが、整備できないで分収造林するにはどうしたらいいかについては答えていない。第1に入会権者の範囲がはっきりしているのか。第2に入会権者の中で造林意欲があるものとないものがいるのか。

（池ノ上） 入会権者の範囲ははっきりできる。（中尾） 範囲がはっきりした者の中で造林の意欲があるものとないものということか。昔の入会権者を決定するということには問題がなく、入会権者的一部とだけ分収契約をしていいかと

いう問題か。

（池ノ上） 入会権者全員（30名）が採草権を放棄して、その上で一部（20名）の人と契約することである。

（中尾） 採草権の放棄とは採草をしないことか。

（池ノ上） 現在そこでは採草はなされていない。入会の高度利用という点から、土地を遊ばせておくのはもったいないということからの考え方である。

（中尾） その土地は30名の共有入会地か。

（池ノ上） 所有名義は公有である。

（中尾） それでは市の名義の土地に30戸の人たちが入会権をもっているわけか。30名の人は入会権を放棄するか。

（池ノ上） 実際そういう問題はでてきていないのではっきりわからない。ただこういうふうにしたらしいのではという予測である。

（中尾） そうなれば30名の全入会権者と20名の植林する者の中ではっきり契約をしておく必要がある。その上で20名が市と契約を結ぶということになるんではなかろうか。

司会（吉嶺） 公有林関係の整備をしなくて造林が進むかについては、事実関係も詰めていただき、今後の方向が出たのではと思う。

＜入会整備の動機＞

司会（吉嶺） 次に愛媛県の徳本さんより南小国の佐藤さんへ入会林野整備を行った動機について、それは地元からの要望か、町からの働きかけか。町自体の抵抗（町の直営林として経営していく方向）はなかったか。林野庁の綾部さんから広域農業開発事業を実施する場合、入会であることによる不都合はないか。町有地として町主体で実行しているのか、それとも入会集団の総意を得て実施しているのか、という問題

である。

（佐藤） 入会林野整備を行った動機は地元からの直接の要望ということでもなく、昭和41年に入会林野近代化法が制定されたことにより林業構造改善事業を着手した。その中に入会林野近代化事業が盛り込まれていた。町有林野というものは、当町では採草放牧がほとんどで、その中で遊休の土地があり、それを高度利用するために町と入会権者の話し合いのもとでこの事業に取り組んだ。綾部さんからの質問については広域農業開発事業は入会権のまま実施している。入会権のある土地は、土地改良等によって畜産意欲を入会権者に増させようということで整備しないまま進めている。事業は町が世話をしているが、管理運営等は集団が行う。

（綾部） 事業を実施することについては全員の合意を得たのか。

（佐藤） 得た。

＜整備の方向＞

司会（吉嶺） 山口県の松原さんから整備の方向、対象について問題が出ている。第1点、分割防止を決めたが当町の林野の所有規模の状況はどうなっているか。第2点、整備は造林組合、牧野組合等すでに部分林が設定されているものに限定したのか。

（佐藤） 分割防止を決めたことは、町有林野は採草放牧地なので分割をしたら管理面で高度利用が計りにくい。近代化に名をかりた零細分割は考えるようにと林野庁からの指示で集団一括利用にした。集団の中ではある部分については分割利用しているが、整備そのものは集団に一括に移転している。

（松原） 当町の林野規模はどのくらいあり、皆相当の山を持っているのか。

（佐藤） 森林は一部の者は持っているが大半

の者は持っていない。

（松原） 整備された集団持の山しか持っていないという農家もかなりあるのか。そのことについて町としてはどういう考え方をもっているのか。

（佐藤） この近代化事業の中には畜産利用と森林利用の両方を取り入れて進めているわけであるが、これを行うことによって構成員である者たちはそれなりの植林地ができるということになる。各人の分割にはしていないが個人の山林の所有にはなる。

（松原） 現実問題として農家が山林がなくてよいということは理解しがたい。こういう機会に山林をもたない農家には山林を持たすということがひとつの方向だと思う。ただ牧野という特殊ケースであることはわかるが。

＜入会林野整備のメリット・デメリット＞

司会（吉嶺） 琉球大学の篠原先生から長崎県の高尾さんの報告に関連して、小面積の入会林野で権利者が多い場合、生産森林組合をつくって整備するよりも別のよい整備の方法が他県にあったら事例等を教えてほしい。これに関連して、熊本県の楠本さんから整備を実施したために起こるデメリットについて二、三述べられたが、整備後におこる諸問題は近代的所有権を獲得したために発生するもので、整備しないということのデメリットに比較すると無視できる程度のものである、という観点に立って入会権の近代化を一段と推進すべきものである。

これとまったく逆に大分県の小野さんから、入会林野の存続の慣習で最もよい方法を教えてほしい。これは整備しない今までどうかということか。事例等、意見を出してほしい。大分県の小野さんに補足説明願う。

（小野） 私共の町ではたくさんの生産森林組

合がある。その中でメリット、デメリットたくさんあるので現況のまま（入会林野のまま）存続できる山の使用を教えてほしい。（武井）慣習を維持するためには近代化しない方がいい場合もある。ただ熊本県の楠本さんの場合は逆になり、近代化による利点の方がうわまわるのであるからデメリットは無視できる程度ではなかろうかと思う。近代化法に対する意見は当初から二通りある。ただメリットとデメリットがあってデメリットが無視できる範囲だから、積極的に前向きにやるべきだということと、その逆の二つである。それぞれの入会集団がかかえている問題あるいは将来の展望といふものは、入会権の存在様式ともかかわる。公有地入会とか、国有地入会あるいは記名共有の型の入会とか、代表名義の入会とか様々の形があり、それは存在形態とも関連してくる。入会集団が人数が減らず、過去において入会集団そのものによってうまく維持できていたかという点、そういう過去の実績もありますし、将来の展望もあるわけで、それを一括してどちらがいいかというのは困難である。大分県の小野さんの意見に同感なのは、近代化しなくとも実質やっている入会集団というものは事実ある。そういうのを下手に近代化するより、そのままにしておいた方がいい入会集団もある。全部近代化てしまえというのもまちがいである。ケース・バイ・ケースで判断が必要である。ただ一路推進ということに私は非常に大きな疑問をもっている。

（楠本）将来を展望してこの意見を出した。近代資本主義の原点になっているのは所有権である。所有権がすべての基礎になっていると考えると今の状態でやっていけるからそのままにしておいた方がいいということもあるかと思う。いずれ世代交代していくには所有権の問題が出

てくるのではないかということでこの問題を提起した。（綾部）入会林野整備というのは、慣習に基づいている不安定な権利関係をしっかりした権利関係にもっていこうとするもので、実際今の慣習が非常にうまくいってずっと保っていきたいと思っており、将来それが崩れることがないのであればこの慣習を保っていかれ、入会林野も有効に活用していこうとするのは結構である。世代交代という長期的にみた場合、権利をもった人間がはっきりしているのはいいことだと思う。しかし今慣習が続いているのに、その慣習を壊すような入会整備はしてほしくない。武井先生のおっしゃったようにケース・バイ・ケースであり、おそらく将来何百年も先になると所有形態をはっきりしていこうというふうに流れていくのではと思う。

II 登記の手続き

〈戸籍謄本の交付は無償〉

司会（吉嶺）佐賀県の山上さんから山口県の岡村さんへ、戸籍謄抄本の有償交付を受けたということであるが、近代化法第25条8項の適用はできなかったか、という問題である。

（岡村）戸籍については町内の分は公用ということで無料。他県については申請をする場合は各人が交付使用料を出してもらう。

（山上）近代化法第25条8項は全国共通で無償交付できるのではないか。

（宮脇）戸籍関係の簿書の請求については全国ほとんどやったが、県外においてはある町から送り返してもらうための送料の一部請求があったということで、交付は無償でした。

司会（吉嶺）郵送料だけの問題だと思う。それと代表者を称する書面、入会権者整備組合の

公印等を作ったらうまくいくのではないかと思う。組合長の公印を作って送付すれば公用で認めてくれる。ただ郵送料のみ負担するようになる。

〈登記について〉

司会（吉嶺）登記課長が出席されているのでここで登記について話ををしていただく。

（小山）入会林野に限らず登記の嘱託をする場合も、登記簿や字図の閲覧を充分にして物件と嘱託書とのくいちがいをなくしてほしい。字図の場合も分合筆等があるので事前の調査を充分してほしい。

（大野）字図と登記簿謄本の中に欠番（空白）があった場合の処理の仕方はどうか。

（小山）字図にも地番が付されておらず、登記簿上にもないとすれば、国有地である可能性がある。実体が国有地なのか個人有地なのかはっきりしてもらはないと困る。

（大野）財務局で調べたら入会集団が管理している土地だった。

（小山）その地番が脱落地であるということであれば、また個人所有ということがはっきりするならば、所有権を証する書面をつけて表示登記をしてもらえば結構である。所有権を証する書面とは市町村長の証明とか長老の証明などで、登記官の認定ができるものであれば表示登記をして、そして登記をするということになる。

III 従事割配当と税制問題

司会（吉嶺）次に整備後の問題を、①生産森林組合員の資格の問題、②組合員の脱退払戻金の問題、③生産森林組合の収益処分と税制の問題、④生産森林組合と分収林及び今後の育林経営のあり方に分け、これにそって議事を進める。

〈生産森林組合員の資格〉

司会（岡森）生産森林組合員の資格の問題で南小国町の河津さんから、①法人組合設立後名義人の死亡により、他町村に在住する人が相続人となった時は相続人に権利は移るか。②農業者年金受給者が、後継者の都合上他の組合員に資格を譲ることができるか。③組合設立名義人が女である場合は、出不足金の合立ができるか。という質問がでている。

（河津）③の問題で、女の場合は合立をしていたので、近代化法により法人組織にした現在も旧慣によりそれを行ってもいいか、先生方に再確認していただきたい。この法人組織とは農事組合法人のことである。

（中尾）名義人というのは組合員のことか。組合員が死亡して相続人が他町村に在住する場合、組合員の資格は民法上当然相続されないので死亡により脱退することになり、相続人中特に資格を有する者一人について加入を認めるというのが定款ではなかろうか。組合の取扱いは脱退で、相続人には権利は移転しない。ただ払戻金は金銭債権として相続人に行くことになる。

（河津）出資金等は払戻すようにしているが現物出資をしているので問題が生じる。

（中尾）建前としては払戻というふうにならざるを得ないだろう。③については組合の作業に女が出た場合に出不足金をとっていいかということか。本来からいうと男でもとっていいかどうか。

〈不平等な男女出不足金〉

（河津）名義人が女であれば女しかいないわけであり、男が出るといつてもできない。従来の場合はお金を取りっていたが、組合員となった今はとるべきではないという意見がでてくる。現状は男が仮に一日4800円とすると女はそれ

の7合とか8合とみなされ、3割あるいは2割をもってこなければ正当に出席したとみなさない。

(中尾) あの配当にさしつかえるということとか。

(河津) 今のところ配当していないが、将来財産等を処分したら女でも平等に配当することにしている。

(中尾) 平等に配当するために合意をするわけか。

(河津) 平等に配当するというわけではない。それは今日出た人員がいくらであるから、それに相当するだけのものは出してもらいたいということである。

(中尾) 男なら10の仕事をするが女なら7の仕事しかしないのならば、配当を平等にせよとはいえないから、3割分出せというのは筋を通るかもしれないが、配当に関係なく女だから3割分出せというのは平等の原則に違反するのではないか。

(河津) 債権として取っていたから当然取るべきではないかという意見がある。

(中尾) その点と農業者年金の問題は武井先生にバトンタッチする。

〈農業年金受給者の組合員資格〉

(河津) 最近になって組合員の中で農業年金を受ける人がでてきた。だが組合員をやめなければ受けられないので、自分の後継者がいない時、組合員の中に資格を移譲してもいいという指導を受けたので名義を移した。しかし定款では組合員は一口しかもて矛盾が生じる。

(武井) 農業者年金受給資格の中では、実際に経営を移譲したかどうかを確認するために、農事実行組合員をやめるということで経営移譲したという証拠を立てるという行政指導がある

わけか。そうすると年金をもらうためには組合を脱退せざるを得ないわけか。

(河津) 結局5年間止めなければもらえないことになる。5年間他の組合員に名義が変わるわけである。

(武井) 公式な答えとしては脱退手続でやらなければいけないのでは。

(河津) しかし5年後簡単に加入できるかという問題が生じる。

(武井) 農業者年金制度といろいろな制度とのつながりが調整されておらず、現状としては脱退より道はない。それでは集団の結束に困るという声が強くなり、農業者年金基金の通達を多少なりともかえてもらいたいという要望が多くなればかわる可能性もあると思うが、経営移譲年金は退職年金にあたるということである。こういう発想でできているので、その部分だけ手直しすると他の年金制度とのバランスが崩れてくるというむつかしさがあるといわれる。

〈模範定款はあくまで模範定款〉

司会(岡森) 次に生産森林組合の定款をどう考えるかという問題がでてくる。福岡県の塚本さんから生産森林組合を設立後、新しくその地区に入居して来た人を加入させない方法はあるか。西南学院大学の中尾先生から、入会整備により生産森林組合を設立した場合、組合員の資格をどうしているか。通達集にある模範定款のまま問題はないか。高知県の西森さんから入会林野整備後生産森林組合を設立して現物出資して運営していく場合、定款の作成であるが、この作成にあたっては模範定款例によることとされており、現状は盲従することを余儀なくされている。良い例があれば御教示をこう。山口県の松原さんから生産森林組合に移行後の問題点解決の方向として、定款変更をする考え方は

あるのか。これは長崎県のほうに出されている質問である。以上のような定款の問題が出されているので高知県の西森さんと福岡県の塚本さんに補足説明願う。

(西森) 武井先生からお話をあったが、生産森林組合の定款をつくる場合、当然マッチするような定款をつくり模範定款に盲従する必要はないといふ私は受け取った。しかし林野庁は許さないといふので問題を出した。ある例で林野庁の指導係の方へ定款のある一項の欠如を問い合わせてみたら、模範定款の通りやってもらいたいといわれた。

(塚本) 生産森林組合を設立して、新しくこの地区に入居した者は組合に加入させないということを定款に定めたいという希望がある。しかし例えば、加入する場合は出資金1万円が必要であると規定したとすると、金額が少なければ誰でも加入したがり、今度は多くすると脱退する時その金額をどこから払戻すかが問題となる。

〈実情にあった定款を〉

(中尾) 林野庁がこうでなければいけないといふのは極めて不当な見解だと思う。模範定款に基づいて定めた定款では都合が悪いことと、昔の入会規約をもっていきたいのだがという相談を受けたことがある。

入会の場合は慣習が国家の法律としての効力をもっている。ところが森林組合になると森林組合法が国家法で、それに基づいてつくられる定款が優先するわけで、定款に違反する規約は違反する分については効力をもたない。であるから定款の中ではっきり決めた方がいいだろうと答えた。しかしそのことを県の方にいいたらそういうことはできないといわれ、仕方なく私共は規約通りやるといわれた。仮にそうである

とするならば県および国が違法行為を奨励していることになる。これは非常におかしい。

現在森林組合の組合員たる資格は定款で定めるものとする、とある。定款を決めるのは組合員であり林野庁ではない。森林組合法の範囲に基づいて決めればいいわけである。森林組合法には加入脱退自由の原則というものがある。ところが森林組合法ができる前の森林法には生産森林組合は施設組合と異なり、脱退自由の原則はあるが加入自由の原則はなかった。反対解釈として、生産森林組合は一定の限度内において制限していいということになっていた。勿論不適な制限は許されない。これも林野庁は認めていた。

ところが今度はそれがなくなり、生産森林組合の組合員については、全面的に森林組合の組合員規定に加入脱退自由の原則が条文上は適用されることになった。ところが施設組合というのは確かに施設を共同するわけであるから、一定の資格を備える者を除外するのは不当である。

しかし生産森林組合というのは一定の事業体であるから不眞面目な者がはいっては困る。森林組合法94条の規定では単に住所を有するだけでなく林業を行うという制約がはいっているが、それでも得体の知れない者であっては困る。要は定款で決めていいわけである。現物出資する個人であってこの地区内に居住する者という一項を入れてもかまわない。近代化法によって認可当時の入会権者並びにその子孫という規定をいれても違法とはいえない。昔の入会権者よりも厳しい条件をつけるということであれば問題があるが、入会慣習に基づいて入会権者になりうる程度の制限をつけることは森林法に抵触しない。組合員の資格は組合員の事情に適した範囲できめればよい。

司会(岡森) 模範定款に近い定款をつくり、

その後それを変更した事例があれば出してほしい。

(山下) 福岡県の塚本さんからの質問は私の町のことである。模範定款で運営に支障をきたすので、組合員の資格の変更ができないかと中尾先生に相談した。アドバイスを受け県の方に問合せたら定款の変更はできないということだった。

(綾部) 私個人の意見として法律に書いてある以外のことをやれば法律違反で無効になるが、模範定款は指導だから指導以外のことをやっても違反にはならない。

＜組合員の脱退・払戻金＞

司会(岡森) 高知県の西森さんから、現物評価の際いっぽいに評価しておくと脱退の場合苦慮することになる。払戻しないですむ方法、たとえば組合員に引きとつてもらう等できないか。鹿児島県の長浜さんから長崎県の高尾さんへ、脱退会員への出資金払戻額の算定方法。林野庁の綾部さんから、川平入会は造林で最も費用のかかる新植が終わっているながら、保育の段階で放棄したのは原因があるのか。あと数年努力すれば相当の利益を生むのではなかったのか。九州大学の堺先生から脱退金について。以上の問題がでている。

(長浜) 組合員 741 名が 661 名になって、80 名の脱退者がいる。脱退者への出資金の払戻金額が 300 万余円あるとのこと、これの算定方法は。

(高尾) 入会権者全員を対象に整備をし、その後町外に出た者が造林地への出役に耐えられず、脱退したと思う。現在は 80 名であるがもっと増える可能性はある。払戻金の算定の基礎は、入会整備した場合の個人の現物出資した金額とする。1 口 1 万円の 4 口づつ出資している。

(岡村) 川平山の件は、整備前に造林事業は 3 ケ年で完了した。その時造林補助金と前生林の立木伐採代金を造林費用に充てた。しかし将来の管理困難のため営林署に売却した。司会(岡森) どこの生産森林組合も脱退金の払戻金で苦慮している。うまく対処しているところは紹介されたい。

(平野) 一般的に出資する際には森林部分を評価せずに土地代相当で出資設立していることが多い。故に脱退者に払戻すのは当然である。放棄してもらう手段もある。都市近郊の生産森林組合は組合員の脱退が多い。その場合払戻金を放棄してもらうやり方で運営している組合もある。基本的にはこれはおかしい。出資をうけた財産を処分するなりして払戻すべきである。

(西森) 平野さんと同じ意見である。私の県のある町に入会が 600 町あり、7 部落でそれもっている。206 名の入会権者がおり、これを 7 部落に分けて生産森林組合をつくりたいが、運営が心配である。私の県よりはるかにうわまわる長崎県からの提案は、出資金をみると一人 4 口で 4 万とかなりの額である。総会対策はどうかと疑問である。脱退の場合も払戻など支障があるのでは。そこで県又は市町村で組合を設立する場合は適切な評価が必要である。

司会(岡森) 払戻、脱退については入会林野の高度利用ということで入会林野近代化研究会編林野広済会発行の質問 86 の項目に出ている。

＜補助事業導入と有償出役＞

司会(岡森) 次に収益処分と税制の問題に移る。佐賀県の杉山さんから長崎県の高尾さんへ、①社会情勢の変化により無償出役が困難となるが、生産森林組合の性質は組合員の共同経営により、また組合員の出役によって運営されるものである。従って安易に賃金を支払うというこ

とは生産森林組合の税制上不利益を生じるのでないか。②収益の面において造林事業の補助は受けていないのか。という問題が出ている。

(高尾) 現在無償で働くという意識が薄くなっている。部落のまとまりがいいところでなければ無償出役は無理である。税制の問題については、今日報告した A という組は出役台帳で山を分けている。この山は賃金支払の有無で分けた。これで税制上うまくいくのではないかと思うが、長崎県の場合は税金を払うまではいる。②の問題では補助金は受けているがほとんど苗木代で消えてしまう。

(杉山) 無償出役はできない、しかし有償であれば出役できるというが、労働力はあるのか。

(高尾) 有償というのは補助事業を導入した場合だけである。

(杉山) 行政の立場として生産森林組合の設立を指導しているが、根本的に部落の人は入会慣行から抜けきらないでいる。部落有は部落有、生産森林組合は生産森林組合という認識を行政側も指導していく必要がある。

＜従事割配当と損金算入＞

司会(岡森) 九州大学の堺先生の方から生産森林組合の利益の従事割配当と損金算入問題がでている。

(堺) 脱退払戻について私の個人的な意見をいうと、少なくとも出資金は払戻すべきだと思う。入会林野の時代から成長した林分については一定の離権料は払っていると思う。それは原則として払うべきだし、そう指導すべきだと思う。問題はどういう支払の仕方をするかということである。今払えないが 20 年後 25 年後に払うという払い方もできる。あるいは生産森林組合の口座からは出資金だけにして、別のところからさらにお金を出すというふうに払い方は

いろいろある。基本的には権利を持った人にはそれだけの遇し方をすべきである。

税制との関係で、賃金を支払うと従事割配当の損金算入ができないことがある。これは造林あるいは下刈りに出役した者に森林総合整備事業の補助金で賃金を払い、山の管理育成に努めてきて、伐期になり伐採収入がはいった。この場合従事割配当の損金算入ができず、税金に取られるという心配なのではないか。現にそなうのか。

例えば税法上の制度として 5 年以上前の書類は信憑性がないとされる。また 10 筆の山を持っている組合が、ある山を森林総合整備事業で事業したが、別の山は何もしていないという場合、50 年後に伐採する場合実際事業した山を伐採したか否かという確信性は極めて薄く、しかばんどの山に賃金を払ったのかもわからない。したがって現実にそういう形で利益を上げている森林組合をみると、去年は補助金で賃金を払ったが、今年は収益があったので従事割配当をして損金算入をし、税金は法人の住民税しか払わなかったということである。今年の事業で賃金を払ってその上に従事割配当ができないということならわかるが、このことは議論、検討する必要がある。

(杉山) 生産森林組合の経営する山を一つ一つ明確にしたらいいということか。しかし経理上は単年度に山林からの収入があり、また別に保育の段階があってその保育で賃金を払ったらそれはやはり賃金を払うことになる。

(堺) 例えば山を 1 千万円で売った場合、組合員 20 人で 1 人当たり 50 万円の収入となる。そういう収入がある場合なぜ賃金を払わなければならないのかわからない。現実に伐採収入があるのだったら、従事割配当がもらえるから賃金を支払う必要はない。具体的にいうと造林の補

助金しかないところが問題である。それは今植えているので収益の従事割配当など考える必要はない。それが仮に50年後になった時、賃金を払っていたから従事割配当の損金算入は認めないと税務署は言うだろうか。言わせるとおかしい。

〈従事割配当は当該年度の従事のみに対応〉

(平野) 従事割配当の従事というものの見方は、その配当する当該年度の従事しかみれない仕組みに税法上はなっている。過去のことをいうのは税法上は認められない。当該年度に病気で寝ていて従事できなかったものをどう処理するかは別である。

(堺) 本当にそうであれば、高尾さんの話で補助金が出て、それで賃金を払うと従事割配当の時に問題になるという意味はどういうことか。単年度の従事割配当については、出不足金などそれぞれ対処されて問題はないと思う。

(山上) 従事割配当ができる前提として特別法人と普通法人を毎年かえることはできるのか。できればこの二つの使い分けをしていいのでは。司会(岡森) 広島県の方がいわれているのは税法上対象になるのは単年度だけなのだということか。

(平野) 通達によると従事割配当となる従事日数というのはその年度しかみない。過去勤務は認めない。

司会(岡森) 例えば35年生の立木があり、保育の労働もいらず、立木で売ってしまったという場合は、従事割配当は一切みとめられないということになるのか。

(平野) そうである。今年は配当するという年には一日でもいいから何らかの作業に従事すれば配当できる。

(堺) 従事割配当という点ではまったく相違

ないが、特別法人ということを山上さんがいわれたが、それは賃金を払ったという事実をいつとるかということである。少しでも賃金を払えば特別法人の対象にならないと考える人もある。税務処理上はそうではなく、その造林補助金ができる時には払ってやってもいいというのが私の考え方である。

〈収益の公共事業への支出は?〉

(平野) 補助金の場合は経理上の問題はある。司会(岡森) 中尾先生から入会林野整備により生産森林組合が設立された場合、その組合からの立木伐採収入等による収益を公民館その他共益費に支出している例があるか。その場合の経理、税制上の問題はおこっていないのか。という質問がでているので具体例を出してほしい。

(小野) 従事割配当を組合員に返して、組合員がその後の公共事業等にどう使おうとそれは組合員にまかせている。組合員は組合と関係ないということで公共事業につかっている。直接組合から支出している例はない。

IV 生産森林組合と分収林および育林経営のあり方

〈整備後の記名共有形態は問題〉

司会(岡森) 宮崎県の肥後さん、佐賀県の山上さん、広島県の平野さんから川平山の入会整備組合について質問がでている。整備後はいわゆる共有なのか、個人分割なのか、生産森林組合なのか、説明願う。

(岡村) 整備後は全部共有林としてやっている。

(肥後) 現在の権利者の記名共有として登記するということか。将来、今の形態だと弊害がおこると思うがどうか。

(松原) 県の立場では相続などおこった場合そのつどやっていくつもりである。

(中尾) 記名共有は何名位か。10人足らずだと生産森林組合はつくれないか。

(岡村) 115名、64名、41名、20名となっている。

(中尾) 115名の場合譲渡などおこり得ないのか。内規としては譲渡はさせないことになっているが第三者には対抗できない。

(岡村) そういうことを避けるため、分収造林契約にもっていけばいいと思っている。

(中尾) 分収造林して分収金がはいってくれば持分が流れる可能性があるのではないか。

(岡村) それが欠点である。

(中尾) また昔のような入会林野のようになるのではないかということだが、入会林野の場合は転出失権である。しかし今度は転出失権ではないのでまさに民法上の共同相続が働く。そういうことまで覚悟してやっているのか。一度入会近代化法第12条により所有権移転登記したところを再度それをすることは不可能だと思うがどうか。

(小山) 県で認めれば受け付けると思う。

(中尾) 解釈上一旦入会権が消滅したので再度その土地に入会権が発生することはあり得ないということだが、将来入会集団が発生するという解釈もある。入会整備をし、記名共有地にすると、今度は通常の登記によらなければできないわけであるが、そういうことも充分考えているのか。

〈分収契約とその面積割合〉

司会(岡森) もうひとつ事実関係で琉球大学の篠原先生から宇田浦入会林野と川平山入会林野の登記簿面積と実施完了面積が大差があるのはどういうわけか。造林樹種、伐期、分収歩合

はどのようになっているか。

(岡村) 登記簿上の面積が64町歩ということである。私のところでは昔からの山林面積は実面積の10倍程度になるというのが通例で、その結果こういう差が生じた。川平山については地籍調査の段階で境界線のまちがいがあり、現在登記を119.11haしているが、このまちがいは最終的には入会林野整備で直したのでこの面積となった。分収歩合は林業公社との契約が6対4で6が公社、4が地元である。樹種は杉、桧が大半である。

(松原) 分収造林契約は50年である。標準としては杉は35年、桧は45年となっているが、伐期のころにならないとわからない。当然その時点で分収造林契約の延長があるとも限らない。司会(岡森) 分収林について島根県の桔梗さんから、生産森林組合は自らの手で森林経営を行なうのが原則であるが、宇田浦入会林野の場合、その殆んどを公社造林に出しているのはどう考へているのか。広島県の平野さんから生産森林組合の場合宇田平原のように、100%分収契約してしまうことに対する本来の生産森林組合経営に関する考え方について意見が出ている。

(桔梗) 阿武町の整備後の経営形態が生産森林組合のものだと考えていたのでこういう質問をした。実際島根県においては整備後に生産森林組合をつくった段階で、分収造林に出したいという希望が多く、県としても5割程度位までなら出してもいいのではという考えをもっているが、この考え方について御教示願いたい。

(綾部) やり方はいろいろあるのではないか。

(松原) 入会林野を整備するとき、代表者名義でそのまま契約する場合等あるが、これをとても歓迎する。それは、現在の場合①入会林野に従事する状況ではない。②必ず入会権者の何人かが森林組合の労務班として参加している

からである。土地所有者がいるので森林組合の請負者という観念ではなく、山をよくすれば自分のところに還元されるという立場でやってもらえるので。

〈入会整備地を国が買収するのは問題〉
司会（岡森） 生産森林組合の場合、全部公社造林なり公團造林に出すはどうかという問題が出ているが、これと似た問題で宮崎県の肥後さんから岡村さんへ、川平山入会林野整備組合に関して入会林野近代化法上問題となるのでは。沖縄県の浦崎さんからも同じような問題がでている。

（浦崎） 昭和52年度から本整備事業を着手しており、入会整備の途上であるが、経営自体をみた場合必ずしもうまくいっていない。近代化法の目的をみた場合、具合が悪いのでは。

（武井） 近代化した後、農林業以外につかわ

れると法の主旨に反して具合が悪い。しかし農林業を増進するという点では抵触しないのではないか。（綾部） 農林家の経営安定ということであるが、整備によって農林業上の利用が健全に計られないようであれば、それは法の主旨にもあわない。

（綾部） 農林家の経営安定ということであるが、整備によって農林業上の利用が健全に計られないようであれば、それは法の主旨にもあわない。（中） 入会林野近代化事業を何のためにやるのかということを考えずに議論できない。入会林野近代化事業は林業基本法に基づいて制定された事業であり、この論点の1つは農家、林家の経営の向上というのが基本的柱である。それを促進するために入会林野近代化事業が行われている。法の理念を大切にして何のための法なのか、何のための事業なのかという点をふまえていくべきだ。今後の指導の問題で原点に立ち帰ることが必要である。

＜大会記事＞

西日本入会林野研究会第7回大会は昭和56年10月29～30日の2日間、熊本県阿蘇郡南小国町において、170人余の参加を得て盛大に開催された。（中）

参加者は、例年どおり西日本各地から、県および市町村職員、森林組合および生産森林組合の役職員、入会集団の代表者ならびに大学等の入会研究者と広い範囲にわたったが、南小国町および熊本県村政課、同阿蘇事務所林務観光課の行きとどいた御配慮と素晴らしい会場づくりによって、「南小国自然休養村管理センター」でのシンポジウムはじめ、今回の大会は極めて充実した研究会となった。御協力をいただいた関係各位に心から御礼申上げる次第である。

会員外からは林野庁森林組合課の綾部誠司企画係長が出席され、入会林野をめぐる行政の動きについてお話しをお願いした。シンポジウムでの発言者は27人にわたり、白熱した議論がたたかわされた。内容は別掲のとおりであるが、実践的にも、理論的にも急所をつく発言が多く、今後の活用が望まれることである。

なお、2日間の日程は次のとおりであった。

◎ 研究会大会次第

第1日 10月29日 9時開会

全体進行 熊本県林政課 牛島 義隆

1. 開会 南小国町総務課 太田 義市

1. 代表委員挨拶 西日本入会林野研究会

代表委員 中尾 英俊

1. 来賓挨拶 熊本県水産林務部

次長 佐野 弘

南小国町町長 藤堂 真人

＜吉澤会議＞

南小国町議会議長 鞍馬 司

1. 講演 林野庁森林組合課 綾部 誠司

1. 問題提起 ① 岡村 芳美（山口県阿武町）

② 高尾 徳次（長崎県林務課）

③ 佐藤 英男（熊本県南小国町）

④ 武井 正臣（島根大学法文学部）

（中食）

1. 研究会総会 1. 講演 議長 安武次郎太（熊本県阿蘇事務所）

1. シンポジウム 司会 吉嶽 芳徳（長崎県林務課）

岡森 昭則（九州大学農学部）

1. 謝辞 山口県林業公社 松原 功

1. 閉会 熊本県林政課 矢野嘉一

◎ 現地視察

第2日 10月30日 9時

宿舎（黒川温泉ホテル）出発

南小国町内の扇および白川の両入会林野を視察のあと阿蘇山上にて解散

◎ 総会

1. 第6期会務報告および会計報告承認の件

2. 次期開催地の決定の件

3. 運営委員の選出の件

以上の3点につき坪委員より報告および提案がなされ承認された。なお、内容は別掲のとおりである。

（吉澤会議） 講演・会長挨拶

（吉澤会議） 講演・会長挨拶

<総会報告>

◎ 報告事項

1. 会務報告(日誌)

- 昭和 55 年 12 月 5 日 運営委員会(6人)並びに中及び東日本入会林野研究会との協議(日程調整、会報交流について)
- 56 年 5. 13 東日本入会研究会会報(15部)受入、運営委員へ発送
6. 下旬 第7回大会の報告(問題提起)者の選定開始
6. 30 林野庁森林組合長に各県部長あて「第7回大会案内(予報)」発信を依頼
7. 14 中日本入会林野研究会会報(15部)受入、運営委員へ発送、第7回大会報告者内定
7. 22 南小国町にて第7回大会に関する打合会(南小国町及び熊本県担当者並びに運営委員計7人)
7. 17 次回(第8回)開催地について松原委員と協議(於山口市)
8. 12 「会員の確認と会費徴収等について」各県へ依頼
9. 10 第7回大会案内状発信(各県及び一部個人)
9. 下旬 林野庁森林組合課長に特別講演を依頼(最終確認)
9. 30 会報第6号発送(第6回大会参加者等へ各県担当者を通じて、一部個人あて)
- 〃 会報第6号を中日本及び北日本入会研究会へ寄贈(各15部)

10. 会員名簿の印刷発行

- (1) 会員の確定と会員名簿の作成(会員数 330人)
- (2) 幹事の制定(各県入会担当者)
3. 会報の編集、発行
o 第6号を56年9月22日に発行。内容は第6回今治大会の問題提起要旨とシンポジウムの詳録
4. 第7回大会(熊本県南小国町)の準備
(1) 時期について
o 当会及び中日本、東日本の3研究会で大よその時期を調整し、具体的な日程は開催地の南小国町及び熊本県に一任した。
- (2) テーマ及び報告者について
o 報告者(問題提起)の選定は6月下旬に開始、7月に岡村(阿武町)、高尾(長崎)、佐藤(南小国)、武井(島根)の各氏に決定。
- o 報告内容にはとくに制約を加えず、配布資料の用意のみ要請した。
- (3) 特別講演について
o 例年どおり林野庁森林組合課長に依頼
- (4) 大会案内
o 各県幹事(一部個人)を通じて配布(9月10日)
- (5) 会場設営
o 南小国町及び熊本県林政課並びに同県阿蘇事務所に全面的に依存。
5. 決算報告 - 別紙のとおり
- (1) 収入について
① 会費収入の大幅増

(264人 132,000円)

② 県負担金(2,000円)は6県のみ

(2) 支出について

- ① 会報第6号及び会員名簿印刷代計14万円を繰上げ支出
- ② バス借上、会場借料の1部として10万円を愛媛県へ支出
- ③ 連絡旅費(山口、南小国 etc)3万円の支出
- ④ 在福運営委員会及び代表委員通信費として2.4万円支出
- ⑤ 事務局費として九大林政学講座及び同講座技官等に4.5万円支出
- (3) 大学関係等
- ① 武井 正臣(島根大) → 北川 泉(島根大)
- ② 大平 英輔(高知大) → 再任
- ③ 中尾 英俊(西南大) → 再任
- ④ 堀 正紘(九州大) → 再任
3. 会計運営原則の確認について

◎ 審議事項

1. 次期開催地

広島県(ただし具体的な開催市町村については同県と運営委員会で協議)

2. 運営委員の選出

(1) 市町村関係

- ① 清水 (鳥取県日野町)
→ 加藤 健(鳥取県日野町)
- ② 酒井 利幸(大分県九重町)
→ 再任
- ③ 山口 正郎(高知県原町)
→ 再任
- ④ 川原 祥治(福岡市) → 退職
- ⑤ 佐藤 英男(熊本県南小国町)
→ 再任

① 会費収入は会報印刷費に充当

② 会の運営費(大会運営費、旅費...)は大会参加費収入によってまかう。

西日本入会林野研究会第6期決算報告書

| 項 目 | 前 期 | 今 期 ('80. 10 ~ '81. 10) | |
|--------|--------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| | ('79.9 ~ '80.10) | 金 額 | 摘要 |
| 収 入 | 1. 前期繰り越し | 39,949 | 36,940 |
| | 2. 会費 | 67,000 | 132,000 500円×264人 |
| | 3. 会報売上げ | — | — |
| | 4. 県負担金 | 4,000 | 12,000 2,000円×6県 |
| | 5. 大会参加費 | 227,800 | 404,000 4,000円×101人 |
| | 6. その他の 1) 預金利息 | 4,431 | 4,704 |
| | 2) その他の 7. 収入合計 | 2,431 | 4,704 |
| 支 出 | 1. 会報印刷費 | 70,000 | 220,000 5.6号各80,000円 名簿60,000円 |
| | 2. 大会運営費 | 180,000 | 243,760 第6回今治大会 |
| | 1) 会場係及受付等人事費 | 112,000 | 103,760 |
| | 2) シンポジウム原稿作成費 | 68,000 | 40,000 |
| | 3) 雑費 | — | 100,000 バス及び会場借料 |
| | 3. 連絡旅費 | — | 30,000 |
| | 4. 運営委員会費 | 10,000 | 24,030 |
| | 5. 事務局費 | 45,840 | 63,020 |
| | 1) 通信費 | 9,910 | 12,810 |
| | 2) 大会案内作成費 | 3,000 | 4,000 |
| | 3) 事務用品費 | 1,330 | 1,210 |
| | 4) 事務局費 | 32,000 | 45,000 九大林政及び同教室事務官謝礼 |
| | 6. 支出合計 | 306,240 | 580,810 |
| 差引残高 | | 36,940 | 8,834 |
| 1. 現金 | | 3,760 | 10 |
| 2. 預金 | | 33,180 | 8,824 |

昭和56年10月28日

西日本入会林野研究会

代表委員 中尾英俊

西日本入会林野研究会会員名簿

(昭和57年8月1日現在)

| 氏 名 | 所 属 | 住 所 |
|--------------|-------------|--------------|
| (鳥取県) | | |
| 森 満 弘 | 鳥取地方農林振興局 | 鳥取市東町1-217 |
| 池 内 孝 明 | 八頭地方農林振興局 | 郡家町郡家 |
| 吉 村 俱 美 | 倉吉地方農林振興局 | 倉吉市巖城279 |
| 千 田 明 | 米子地方農林振興局 | 米子市糸町1-160 |
| 垣 田 修 | " | " |
| 山 里 祥 | 日野地方農林振興局 | 日野町根雨140-1 |
| 前 田 峰 博 | " | " |
| 木 村 忠 之 | " | " |
| 管 沢 蒼 | " | " |
| 加 藤 健 | 日野町役場 | 日野町根雨 |
| 石 田 信 広 | " | " |
| 内 田 敬 雄 | 三朝町役場 | 三朝町大瀬999 |
| 谷 上 右 近 | 佐治村役場 | 佐治村加瀬木 |
| 長 戸 清 | 岩美町役場 | 岩美町浦富 |
| 北 村 幸 男 | 鳥取県造林公社 | 鳥取市東町1-220 |
| 小 林 琢 馬 | " 林務課 | " |
| 尾 崎 義 弘 | " " | " |
| 森 本 英 之 | " " | " |
| (島根県) | | |
| 武 井 正 臣 | 近畿大学労働問題研究所 | 東大阪市小若江3-4-1 |
| 北 川 泉 | 島根大学農学部 | 松江市西川津町1,060 |
| 山 本 豊 三 | 農林水産部林政課 | 松江市殿町1番地 |
| 角 俊 一 | " | " |
| 桔 梗 敦 明 | " | " |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|--------|----------------------------|-----------------------|
| (岡山県) | | |
| 遠藤 敬 | 農林部林政課 | 岡山市内山下2-4-6 |
| 広田 満 | | " |
| 広井 瞳生 | | " |
| 長尾 直 | 川上村 | 真庭郡川上村上徳山1027 1045 |
| 柴田 通泰 | | " |
| (広島県) | | |
| 遠田 新一 | 大阪市立大学法学部 (入会林野コンサルタント) | 大阪市住吉区杉本3 |
| 上田 博之 | 広島県林政課 | 広島市中区基町10-52 |
| 幾田 正彦 | | " |
| 川上 和之 | | " |
| 明新 初夫 | | " |
| 桧垣 卓雄 | | " |
| 新竹 真人 | | " |
| 佐々木 浩二 | | " |
| 松原 佑吉 | 広島農林事務所林務第一課長 | 安芸郡海田町東昭和町2-6 |
| 大道 照雄 | " 課長補佐 | 東広島市西条町田口1391 |
| 沖中 善春 | " 林業係長 | 賀茂郡黒瀬町大字兼広444 |
| 徳川 寛二 | " 普及第一係長 | 広島市南区比治山本町16-12 |
| 中川 幸治 | " 主任 | 東広島市高屋町宮領768 |
| 波光 幸一 | " " | " 八本松町吉川382-2 |
| 荒谷 元次郎 | " " | 佐伯郡廿日市町宮内819-10 |
| 上原 拓 | 東広島農林事務所 | 東広島市西条栄町1214-8 |
| 渡辺 敏実 | 広島市役所林務課長 | 広島市中区国泰寺 |
| 吉岡 義文 | " 課長補佐 | " |
| 新田 政丸 | 湯来町町長 | 佐伯郡湯来町和田75-4 |
| 久保 政登 | " 産業課長 | " |
| 上岡 正和 | " 産業課長補佐 | " |
| 下前 政幸 | " 振興第二係長 | " |
| 藤博文 | " 主事 | " |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|-------|-------------------|---------------------|
| 沖村 義春 | 五日市町役場経済課主事 | 佐伯郡五日市町五日市4丁目1-7 |
| 加納 健治 | 黒瀬町経済課 | 広島県賀茂郡黒瀬町大字丸山 |
| 松島 義治 | 高野町産業課 | 広島県比婆郡高野町大字新市1456-1 |
| 東芳生 | 佐伯森林組合湯来事業所長 | 佐伯郡湯来町和田 |
| 千崎 伸 | " 技術員 | " |
| 下川 憲三 | 北谷生産森林組合組合長 | 佐伯郡湯来町伏谷1565 |
| 山根 新三 | 皆草生産森林組合組合長 | " 麦谷甲500 |
| 小方 敬二 | 佐伯森林組合総務課長 | 佐伯郡佐伯町玖島4904 |
| 栗栖 時和 | 大平山生産森林組合 | 山県郡加計町加計4836 |
| 西田 保夫 | 溝口入会林野整備組合 | " 芸北町溝口1340 |
| 山廻 盛人 | 移原生産森林組合 | " " 政所400 |
| 先川 孝雄 | 堀迫生産森林組合 | 高田郡向原町保垣266 |
| (山口県) | | |
| 松本 正 | 農林部治山課 | 山口市滝町1の1 |
| 河村 克己 | " | " |
| 板垣 靖彦 | " | " |
| 松原 功 | 林業公社 | 山口市後河原松柄150-1 |
| 上村 清隆 | 美和町経済課 | 美和町生見2126 |
| 田弘 保 | 錦町林務課 | 錦町広瀬6748-1 |
| 大田 一雄 | 岩国林業事務所 | 岩国市麻里布町3丁目5-7 |
| 谷 和久 | 菊川町農林商工課 | 菊川町田部734-1 |
| 藤永 美夫 | 豊北町農林課 | 豊北町滝部3140-1 |
| 岡村 芳美 | 阿武町経済課 | 阿武町奈古2636 |
| 板垣 照夫 | 萩林業事務所 | 萩市江向531-1 |
| 阿部 音治 | 徳地町林務課 | 徳地町堀1744 |
| (愛媛県) | | |
| 砂田 清哉 | 今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合 | 今治市中日吉町1丁目1-14 |
| 白石 春雄 | 朝倉村 | 越智郡朝倉村大字朝倉北甲397 |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|-------|--------------|-------------------------|
| 渡辺誠悟 | 宮窪町 | 越智郡宮窪町大字宮窪 2668 |
| 渡辺誠司 | 伯方町 | " 伯方町大字木浦甲 1235 |
| 森貞一次郎 | 松山市重信町共有山林組合 | 松山市北梅本町 759 |
| 森貞同 | " | " |
| 松本格 | 中島町 | 温泉郡中島町大字大浦 1626 |
| 鈴木憲一 | 伊予三島市 | 伊予三島市金生町下分 865 |
| 中山邦夫 | 美川村 | 上浮穴郡美川村大字上黒岩 1番耕地 549 |
| 高橋昭 | 愛媛県西条地方局 | 伊予三島市宮川 4 丁目 6 番 53 号 |
| 土岐孝夫 | 伊予三島出張所 | " 八幡浜地方局 |
| 曾我部定夫 | 大洲出張所 | 大洲市田ノ口字ツツイ甲 425 の 1 |
| 武智潔 | 西条地方局 | 西条市神拝甲 150 の 1 |
| 丸井治 | 松山地方局 | 松山市三番町 4 丁目 10-1 |
| 井伊豊次郎 | 林政課 | " 一番町 4 丁目 4-2 |
| 渡部一彦 | " | " " |
| 徳本達夫 | 税務課 | " " |
| 小脇一海 | 入会林野等コンサルタント | 松前町 3-3-13 |
| 正岡喜久利 | " | 井門町 935 |
| 矢野達夫 | 愛媛大学 | " 文京町 3 |
| (高知県) | | |
| 中川展彰 | 農林水産部林業課 | 高知県高知市丸の内 1 丁目 7 番 52 号 |
| 西森正信 | " | " |
| 倉橋門生幸 | " | " |
| 山口正郎 | 梼原町役場 | 高知県高岡郡梼原町 |
| 大平英輔 | 高知大学農学部 | 高知県南国市日章 |
| 川田勲 | " | " |
| (福岡県) | | |
| 渡辺勲 | 北九州市殖産課 | 北九州市小倉北区城内 1-1 |
| 平山雄一郎 | " | " |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|-------|-----------|--------------------|
| 矢野克爾 | 筑穂町産業課 | 嘉穂郡筑穂町大字長尾 1242-1 |
| 原田爾司 | 嘉穂町経済課 | " 嘉穂町大字大隈町 733 |
| 吉崎政則 | 若宮町 | " 鞍手郡若宮町大字福丸 272-1 |
| 奈木野盛則 | 宮田町産業課 | " 宮田町大字宮田 29-1 |
| 井村康男 | 築城町 | 築上郡築城町大字築城 253-1 |
| 繁永和博 | " | " |
| 村上孝男 | 犀川町 | 京都郡犀川町大字本庄 646 |
| 中尾英俊 | 西南学院大学法学部 | 福岡市早良区西新 6-2-92 |
| 江淵武彦 | " | " |
| 桜木隆子 | " | " |
| 堺正紘 | 九州大学農学部 | 福岡市東区箱崎 6-10-1 |
| 岡森昭則 | " | " |
| 遠藤日雄 | " | " |
| 上田実 | " | " |
| 中村厚資 | 県水産林務部林政課 | 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 |
| 吉村幸一 | " | " |
| 塚本祐介 | " | " |
| 江崎義康 | 福岡農林事務所 | 福岡市中央区大名 1 丁目 4-1 |
| 大石清務 | 甘木 | 甘木市大字甘木 2014-1 |
| 井上英郎 | " | " |
| 三笠哲雄 | " | " |
| 野田多賢 | 八幡 | 北九州市八幡西区則松 3-7-1 |
| 元村圭助 | " | " |
| 奈須鉄也 | " | " |
| 田中嘉文 | 飯塚 | 飯塚市新立岩 8-1 |
| 土師淳志 | " | " |
| 有川昭雄 | 行橋 | 行橋市大字大橋 1 丁目 8-1 |
| 原田憲之 | " | " |
| 吉原金之介 | 福岡市林政課 | 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 |
| 川原祥治 | 福岡市森林公社 | 福岡市早良区西新 3 丁目 1-1 |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|--------------|-----------|---------------------|
| 真子卯彦 | 福岡市森林公社 | 福岡市早良区西新3丁目1-1 |
| 松本安則 | " | " |
| 淵上勲 | 篠栗町産業課 | 柏屋郡篠栗町大字篠栗4855-5 |
| 塙多喜男 | 津屋崎町経済課 | 宗像郡津屋崎町大字津屋崎815 |
| 田内八住 | 久留米市農政部 | 久留米市城南町15の3 |
| 小林秋彦 | 夜須町産業課 | 朝倉郡夜須町大字篠隈350 |
| (長崎県) | | |
| 木村豊秋 | 長崎県林務課 | 長崎市横尾1丁目6-2 |
| 吉嶺芳徳 | " | " 片淵5丁目6-23 |
| 高尾徳次 | " | " 滑石4丁目3-7 |
| 高木信春 | " 長崎林業事務所 | " 三川町1221-38 |
| 執行興一 | " 五島支庁 | 福江市木場町759-1 |
| 多久島正 | " | 南松浦郡上五島町青方郷1689 |
| 田嶋幸一 | " 対馬支庁 | 下県郡巖原町宮谷89-1 |
| 出田龍彰 | " | " 98 |
| 田中一樹 | " 県北振興局 | 佐世保市中里町191-3 県公舎11号 |
| 福田卓夫 | 平戸市役所 | 平戸市深川町325 |
| 後田寛 | " | " 戸石川町369 |
| 石橋哲司 | 世知原町役場 | 北松浦郡世知原町栗迎免246-1 |
| 峰初男 | 上五島町役場 | 南松浦郡上五島町今里郷165 |
| 福田貢 | 美津島町役場 | 下県郡美津島町大字雞知 |
| 三山忠 | 巖原町下原入会集団 | 下県郡巖原町大字下原375-1 |
| (大分県) | | |
| 藤藤和雄 | 林業水産部林政課 | " |
| 進藤幾生 | " | " |
| 姫野謙二 | " | " |
| 岩坂克信 | 高田事務所林業課 | " |
| 荒木大介 | " | " |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|-------|-------------|----|
| 和田恭司 | 高田事務所林業課 | " |
| 足立紀彦 | " | " |
| 堺富顕 | 国東事務所林業課 | " |
| 利行政友 | " | " |
| 武信利彦 | 日出事務所林業課 | " |
| 工藤照明 | " | " |
| 眞路博 | 大分事務所林業課 | " |
| 佐藤敏夫 | " | " |
| 普及係長 | 佐伯事務所林業課 | " |
| 入会担当者 | " | " |
| 和田幹生 | 三重事務所林業課 | " |
| 小野修二 | " | " |
| 赤嶺宙 | 竹田事務所林業課 | " |
| 黒木博紀 | " | " |
| 樋口勝人 | 玖珠事務所林業課 | " |
| 椋野和夫 | " | " |
| 宿利角丸 | 日田事務所林業課 | " |
| 普及係長 | " | " |
| 高倉芳樹 | " | " |
| 斎田末弘 | 中津事務所林業課 | " |
| 増田隆哉 | " | " |
| 古賀富男 | 宇佐事務所林業課 | " |
| 上野恒義 | 豊後高田市農林水産課 | " |
| 矢野典喜 | " | " |
| 豊銚正信 | 真玉町産業課 | " |
| 井ノ口清隆 | " | " |
| 田渋孝基 | 真玉町上村生産森林組合 | " |
| 小川富太郎 | " | " |
| 佐藤英明 | 別府市林業事務所 | " |
| 堀田幸一 | 杵築市農林課 | " |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|--------|----------|---------------|
| 木付和敏 | 日出町産業課 | 宮崎市橘通東2丁目10-1 |
| 阿部憲之 | 山香町経済振興課 | 同上 |
| 安部勝馬 | 大分市耕地林業課 | 同上 |
| 山崎長喜 | 大字喜田 | 同上 |
| 山元彰一郎 | 挾間町産業課 | 同上 |
| 佐藤敬徳 | 延岡市農政課 | 同上 |
| 檜原守人 | 湯布院町農政課 | 同上 |
| 那須正男 | 野津原町森林組合 | 同上 |
| 安藤稔 | 庄内町 | 同上 |
| 加藤鉄馬 | 湯布院町 | 同上 |
| 赤迫唯夫 | 臼杵市農林水産課 | 同上 |
| 小嶋輝夫 | 佐伯市 | 同上 |
| 産業課長 | 弥生町産業課 | 同上 |
| 産業経済課長 | 宇目町産業経済課 | 同上 |
| 産業課長 | 直川村産業課 | 同上 |
| 農林課長 | 蒲江町農林課 | 同上 |
| 産業課長 | 本丘村産業課 | 同上 |
| 松井五月 | 竹田市農林振興課 | 同上 |
| 経済課長 | 直入町経済課 | 同上 |
| 大久保一見 | 久見町森林組合 | 同上 |
| 石井宗次 | 玖珠町管財課 | 同上 |
| 宮崎一生 | 宮崎市森林組合 | 同上 |
| 後藤春音 | 同上 | 同上 |
| 酒井利幸 | 九重町産業課 | 同上 |
| 小野泰助 | 同上 | 同上 |
| 坂木一清 | 同上 | 同上 |
| 田口明光 | 宇佐市農林水産課 | 同上 |
| (宮崎県) | | |
| 鐘ヶ江利常 | 宮崎県林産課 | 宮崎市橘通東2丁目10-1 |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|--------|---------------|---------------|
| 肥後恒文 | 宮崎県林産課 | 宮崎市橘通東2丁目10-1 |
| 日高久喜太郎 | " | " 東1丁目11-4 |
| 渡辺忠幸 | 入会林野整備推進対策協議会 | 同上 |
| 中須恒孝 | 延岡市農政課 | 延岡市東本小路2-1 |
| 津曲一俊 | 串間市農林水産課 | 串間市大字西方5550 |
| 木村重穂 | 北方町経済課 | 北方町大字卯682 |
| 甲斐隆幸 | " | " |
| 小西繁 | 北浦町農林水産課 | 北浦町大字古江1930 |
| (鹿児島県) | | |
| 鹿島親俊 | 県林業振興課 | 同上 |
| 長浜安雄 | " | " |
| 橋口哲郎 | 川辺町経済課 | 同上 |
| 真茅忠志 | 知覧町 | " |
| 山之内正治 | 大浦町 | " |
| 福元満夫 | 松元町 | " |
| 池山光義 | 宮之城町 | " |
| 中尾定彦 | 祁答院町 | " |
| 橋口雅 | 阿久根市農政課 | 同上 |
| 大重尚文 | 姶良町経済課 | 同上 |
| 瀬戸口悟 | 加治木町 | " |
| 上窪知福 | 栗野町 | " |
| 豊饒孝 | 大隅町 | " |
| 前野善弘 | 金峰町 | " |
| 宮脇秀隆 | 樋脇町 | " |
| (沖縄県) | | |
| 嶺井政秋 | 農林水産部林務課 | 那覇市泉崎1-2-32 |
| 津波古充清 | " | " |
| 前新正大郎 | " | " |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|--------|----------|-------------|
| 渡具知 武徳 | 農林水産部林務課 | 那覇市泉崎1-2-32 |
| 長間 孝 | " | 同上 |
| 篠原 武夫 | 琉球大学農学部 | 西原町千原1 |
| 金城 次郎 | 国頭村役場 | 国頭村字辺土名121 |
| 親川 国広 | " | 同上 |
| 小橋川 春範 | " | 同上 |

西日本入会林野

| | 第 1 回 | 第 2 回 | 第 3 回 |
|---------------|--|---|--|
| 開催時期 | 昭和50年10月3, 4日 | 昭和51年11月10, 11日 | 昭和52年11月29, 30日 |
| 開催場所 | 大分県九重町中央公民館 | 高知県土佐清水市漁民センター | 宮崎県宮崎市ひまわり荘 |
| 参加者数 | 52人 | 51人 | 72人 |
| 研究テーマ | 「入会林野整備後の経営形態」 | 「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」 | 「入会林野近代化と市町村」 |
| 特別講演 | 植田昌宏 | 穂積良行「入会林野対策の方向について」 | 山田喜一郎「入会林野対策の諸問題」 |
| 問題提起 | 笠原義人(九州大学) 武井正臣(島根大学) 吉嶺芳徳(長崎県) 西森正信(高知県) 森有為(大分県九重町) 馬場透(鹿児島県) | 南原博文(島根県) 長友格(宮崎県) 山口達興(福岡県) 大平英輔(高知大学) | 藤和則(佐賀県) 有本照治(鳥取県三朝町) 佐藤英男(熊本県南小国町) 堺正紘(九州大学) |
| シンポジウム 司会 | 中尾英俊(西南大学) 堺正紘(九州大学) | 武井正臣(島根大学) 岡森昭則(九州大学) | 川田勲(高知大学) 佐藤友彦(大分県) |
| シンポジウム の内容 | | I 入会林野整備の行政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法律的側面 | I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備 |
| 現地視察 | 九重町桐木生産森林組合 | 土佐清水市松尾生産森林組合 | 東郷町寺迫生産森林組合 |

研究会の歩み

| 第 4 回 | 第 5 回 | 第 6 回 | 第 7 回 |
|--|--|---|---|
| 昭和53年9月29, 30日 | 昭和54年10月4, 5日 | 昭和55年10月30, 31日 | 昭和56年10月29, 30日 |
| 鳥取県三朝町温泉会館 | 鹿児島県屋久町屋久島温泉 | 愛媛県今治市湯ノ浦ハイツ | 熊本県南小国町自然休養村管理センター |
| 約100人 | 160人 | 160人 | 170人 |
| 「地域農林業と入会林野」 | 「入会林野と分収林」 | 「入会林野と生産森林組合」 | 「入会林野と入会慣習」 |
| 渡辺武「入会林野の高度利用について」 | 船渡清人 | 山田保夫「入会林野整備の現状と課題」 | 綾部誠司 |
| 重石巧(大分県日田市) 山口正郎(高知県梼原町) 山里昶(鳥取県) 斉藤政夫(島根大学) | 川東義明(鹿児島県) 真孫義之(対馬林業公社) 砂田清哉(今治市外2町 村共有山組合) 岡森昭則(九州大学) | 山内舜郎(愛媛県上林生 森) 杉山宏明(佐賀県富士町) 肥後恒文(宮崎県) 中尾英俊(西南学院大学) | 岡村芳美(山口県阿武町) 高尾徳次(長崎県) 佐藤英男(熊本県 南小国町) 武井正臣(島根大学) |
| 西森正信(高知県) 篠原武夫(琉球大学) | 中尾英俊(西南大学) 河野俊克(宮崎県) | 武井正臣(島根大学) 松原功(山口県林業公社) | 吉嶺芳徳(長崎県) 岡森昭則(九州大学) |
| I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斎藤報告をめぐって | I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林 野 V 生産森林組合と分収林 | I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保 険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処 | I 整備前における入会慣 行と権利者の確認 II 登記の手続 III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分収林 及び育林経営のあり方 |
| 三朝町木地山生産森林組合 | 屋久町船行入会整備組合 | 今治市他共有山組合山林 | 南小国町扇及び白川牧野 |

西日本地区各県の入会林野及

| 県名 | 電話 | 部 | 入会林野担当 | | | |
|-----|----------------------|------|----------|------------------|------------|---------------|
| | | | 課 | 班・係 | 職名 | 氏名 |
| 鳥取 | 0857-26-7300 | 農林水産 | 林務 | 森林組合 26-7300 | 専技 | 森本英之 |
| 島根 | 0852-22-5159 (直通) | 農林水産 | 林政 | 森林組合 22-5159 | 主幹 主任技師 | 角俊一 桔梗教明 |
| 岡山 | 0862-24-2111 | 農林 | 林政 | 森林組合 (内) 2531 | 技師 | 広井陸生 |
| 広島 | 0822-228-2111 | 林務 | 林政 | 森林組合 (内) 2559 | 主任主事 | 新竹真人 |
| 山口 | 0839-22-3111 | 農林 | 治山 | | 主査 | 板垣靖彦 |
| 愛媛 | 0899-41-2111 | 農林 | 林政 | 公有林 (内) 3363 | 主事 | 渡部一彦 |
| 高知 | 0888-23-1111 | 農林水産 | 林業 | 森林組合 21-4571 | 班長 主幹 | 西森正信 倉橋門生幸 |
| 福岡 | 092-651-1111 | 水産 | 林政 | 企画 | 主任技師 | 吉村幸一 |
| | | 林務 | (内) 3515 | | 技師 | 塚本祐介 |
| 佐賀 | 0952-24-2111 | 農林 | 林務 | 振興 (内) 2684 | 係長 主査 | 松尾守明 北川憲治 |
| 長崎 | 0958-24-1111 | 農林 | 林務 | 団体林産 (内) 2975 | 技師 | 高尾徳次 |
| 熊本 | 0963-83-1111 | 林業水産 | 林政 | 林構 (内) 2464 | 参考事 | |
| 大分 | 0975-36-1111 | 林業水産 | 林政 | 森林組合 (内) 3315 | 主査 | 進藤幾生 姫野謙二 |
| 宮崎 | 0985-24-1111 | 林務 | 林産 | 林構 (内) 2303 | 主任主事 | 肥後恒文 |
| 鹿児島 | 0992-26-8111 | 林務 | 林業振興 | 林構 (内) 2737 | 技術主査 | 長浜安雄 |
| 沖縄 | 0988-66-2295 (直通) | 農林水産 | 林務 | 林政 66-2295 | 技師 | 長間孝 |

び生産森林組合担当者一覧

| 生産森林組合担当 | | | 県 | | 市町村 | 大学等 | その他 | 計 |
|----------------------|------------|---------------|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 課班・係 | 職名 | 氏名 | 課 | 出先 | | | | |
| 林務森林組合 26-7300 | 主任 | 音田治一 | 3 | 9 | 5 | - | 1 | 18 |
| 林務森林組合 22-5159 | 主幹 主任技師 | 角俊一 引田輝美 | 3 | - | - | 2 | - | 5 |
| 林政森林組合 (内) 2531 | 主任 | 熊成浩 | 3 | - | 2 | - | - | 5 |
| 林政森林組合 (内) 2559 | 主任主事 主事 | 桜垣卓雄 佐々木浩二 | 7 | 8 | 10 | 1 | 9 | 35 |
| 林政団体 (内) 2773 | 係長 | 今浦丈志 | 3 | 2 | 6 | - | 1 | 12 |
| 林政森林組合 (内) 3361 | 主事 | 井伊豊次郎 | 4 | 4 | 6 | 3 | 3 | 20 |
| 林業森林組合 (内) 2693 | 班長 主幹 | 西森正信 倉橋門生幸 | 3 | - | 1 | 2 | - | 6 |
| 林政企画 (内) 3515 | 主任技師 | 吉村幸一 | 3 | 11 | 17 | 7 | - | 38 |
| 林務振興 (内) 2684 | 係長 主事 | 松尾守明 福田正広 | 26 | 20 | 22 | 1 | 33 | 102 |
| 林務団体林産 (内) 2975 | 専技 主事 | 吉嶺芳徳 稻田雅厚 | 3 | 6 | 6 | - | - | 15 |
| 林政森林組合 (内) 2466 | 専技 | 中川幸俊 | 8 | 9 | 13 | - | 2 | 32 |
| 林政森林組合 (内) 3315 | 主査 | 津末駿一郎 | 3 | 24 | 27 | - | 8 | 62 |
| 林産森林組合 (内) 2301 | 主査 | 佐藤邦夫 | 2 | - | 5 | - | 2 | 9 |
| 林業振興森林組合 (内) 2735 | 主事 | 永尾仁志 | 2 | - | 13 | - | - | 15 |
| | | | 5 | - | 3 | 1 | - | 9 |

1982年8月20日印刷

1982年8月25日発行

編集 西日本入会林野研究会

発行 福岡市西区西新6-2-92(814)
西南学院大学法学部内

☎ (092) - 841-1311

印 刷 松 隅 印 刷 株 式 会 社

☎ (092) - 721-0769



[佐賀]県

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|--------|------------------|-----------------|
| 上田 輝男 | 金原町加茂島 生森林組合長 | 東松浦郡鎮西町加茂島 |
| 柴田 長一 | 鎮西町役場経営課長 | " " 柴名瀬屋1530 |
| 岩本 美樹 | 相知町役場農業課 | " 相知町字相知2055-1 |
| 岩宗 正長 | 洪玉町長 | " 洪玉町字浜崎1455-1 |
| 江里 貢 | 洪玉町役場生森林組合長 | " " 大谷口 |
| 隅本 巧 | " 座主 " | " " 大座主 |
| 山口 福治 | 肥前町役場農業産業課長 | " 肥前町字入野甲1932-1 |
| 松本 常氏 | " 滝越生森林組合長 | " " 大滝越 |
| 山口 卓 | 玄海町役場農業課長 | " 玄海町字諱浦 |
| 山口 義幸 | " 有浦生森林組合長 | " " 大有浦上 |
| 音不 貞見 | " 有浦下 " | " " 大有浦下 |
| 牙武 定一 | " 長倉 " | " " 大長倉 |
| 山崎 経好 | " 藤平 " | " " 大藤平 |
| 吉田 順二 | " 津浦 " | " " 大津浦 |
| 岡本 是崇 | 北浦多村役場 生森林組合長 | " 北浦多村字徳宿鬼 |
| 合力 直木 | 北浦多村 種田生森林組合長 | " " 大种田 |
| 宮丸 正行 | 唐津市農林課係長 | 唐津市西城内1番1号 |
| 浜田 康裕 | " 史貢 " | " " " |
| 吉田 兼志 | " 山田生森林組合長 | " 大字山田 |
| 松本 高峰 | " 竹木場 " | " 大字竹木場 |
| 音不 将利 | " 牛田 " | " 大字牛田 |
| 松本 祐三 | " 後川内 " | " 大字後川内 |
| 脇山 喜久雄 | " 鏡 " | " 大字鏡 |
| 是松 義光 | 多久市役所農林課長 | 多久市北多久町大原1丁目7-1 |
| 岩永 直男 | 底島市役所農林水產課長 | 底島市字納富分2643-1 |
| 植松 清次 | " 伊原生森林組合長 " | " 大字伊原 |
| 貞包 久夫 | 塙田町役場経営課長 | 藤津郡塙田町字馬場下甲709 |
| 松尾 正八郎 | " 五町田生森林組合長 " | " 大字五町田 |
| 金子 武夫 | 太良町役場農林課長 | " 大良町字多良1607 |
| 賀村 正人 | " 伊福生森林組合長 " | " 大字伊福 |
| 中村 正二郎 | " 伊福区長 " | " " " |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|-------|--------------|-----------------------------|
| 川島玉男 | ・柴町生産組合長 | " " 大字柴町 |
| 平松勝郎 | ・竹崎 " | " " 大字竹崎 |
| 鶴田浩 | 上峰村鳥類生産組合長 | 三義郡上峰村、鳥類成 |
| 三好克也 | ・屋形原 " | " " 屋形原 |
| 川原益美 | 西原田町役場産業課長 | 西松浦郡西原田町大字下木 ²²² |
| 玄時男 | ・庄瀬村生産組合長 | " " 大字庄瀬村 |
| 喜村勇 | 富士町役場林業課長 | 佐賀郡富士町大字吉湯 2763- |
| 中島松寿 | ・林業課長 | " " " |
| 杉山宏明 | ・林業課主任 | " " " |
| 豆田茂 | ・上合瀬生産組合長 | " " 大字上合瀬 |
| 鈴山邦勝 | 武雄市役所農政係長 | 武雄市武雄町大字昭和 1-1 |
| 山口平雄 | ・繁昌生産組合長 | " 大字繁昌 |
| 松尾悟 | ・下村 " | " 大字下村 |
| 大宅光天 | ・南永野 " | " 大字南永野 |
| 池田常雄 | 伊万里市役所林務係 | 伊万里市立花町 1355-1 |
| 大石吉次 | 小城町役場林業係長 | 小城郡小城町 25302- |
| 山上三郎 | 入会コンサルタント | 佐賀市城内1丁目1番59号 林務課 |
| 深川信夫 | 原方森林課林務課長 | " " " |
| 熊瀬川忠夫 | 技術監 | " " " |
| 坂井久雄 | 課長補佐 | " " " |
| 藤満久良 | " | " " " |
| 金丸紘康 | 林道係主任 | " " " |
| 山口計 | 県営林係長 | " " " |
| 塚本伊太郎 | 森林計画係長 | " " " |
| 副島道夫 | 振興係長 | " " " |
| 北川豊治 | " 主査 | " " " |
| 福田正広 | " 主事 | " " " |
| 真木草 | 嘱託 | " " " |
| 松尾守明 | 林産係長 | " " " |
| 深川忠久 | " 技師 | " " " |
| 松本光男 | 21世紀の森室長 | " " " |
| 坂本和志 | 佐賀中部署林務課林業課長 | 佐賀市八丁町駅町 8-1 |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|-------|-----------|----------------------|
| 神代良忠 | " | 普及係長 " |
| 西山邦敏 | 鳥栖農林事務所 | 林業課長 鳥栖市元町 1234-1 |
| 岩永正美 | " | 林業係長 " " |
| 前田哲明 | 唐津農林事務所 | 林業課長 唐津市下呂小路 3-1 |
| 藏原義章 | " | 普及係長 " |
| 大久保亮介 | 伊万里農林事務所 | 林業課長 伊万里市新天町坂口 122-4 |
| 松本渚 | 伊万里農林事務所 | 普及係長 伊万里市新天町坂口 |
| 野中剛 | 武雄農林事務所 | 林業課長 武雄市武雄町大富町 |
| 松原秀 | " | 普及係長 " " |
| 浦義 | 鹿島農林事務所 | 林業課長 鹿島市大字高津原 |
| 山口知行 | " | 普及係長 " " |
| 庄野章直 | 原方林務課主査 | 主査 佐賀市城内1丁目1番59号 林務課 |
| 熊本県 | | |
| 矢野嘉一 | 森林水産部 林政課 | 熊本市水前寺6丁目18番1号 |
| 田山英明 | " | " |
| 太田黒幸人 | " | " |
| 東家勝徳 | " | " |
| 松岡進禄 | " 自然保護課 | " |
| 松平三郎 | ・林業指導課 | " |
| 小堀信治 | ・森林工芸課 | " |
| 岩野典太 | 県八代事務所 | 八代市松江城町 1-54 |
| 坂本憲一 | " | " |
| 小川昭利 | 県阿蘇郡事務所 | 阿蘇郡一宮町字馬頭立 2402 |
| 井橋男 | 県菊池郡事務所 | 菊池市隈府 1317-1 |
| 安武次郎太 | 県球磨郡事務所 | 人吉市西間下町一本杉 86-1 |
| 大野和人 | " | " |
| 藤崎岩男 | 県天草事務所 | 本渡市今蓋新町 3530 |
| 嶋崎俊秀 | 南小国町役場 | 阿蘇郡南小国町大字赤島場 |
| 佐藤英男 | " | " |
| 橋本栄二 | " | " |
| 加賀公也 | " | " |
| 加賀昇 | " | " |

| 氏名 | 所属 | 住所 |
|-------|--------------|-----------------|
| 河津 梅 | 角小国町農業組合(易通) | " |
| 倉本 保 | 球磨村役場 | 球磨郡球磨村下中渡丙 1730 |
| 今村誠一郎 | 相良村役場 | 相良村大字深水 2500-1 |
| 桐木正男 | 山江村役場 | 山江村大字山田 1256-1 |
| 土肥邦徳 | 五木村役場 | 球磨郡五木村甲 2806-2 |
| 田浦甚六 | 水上村役場 | 水上村大字岩野 90 |
| 吉田祐輔 | 泉村役場 | 八代郡泉村大字柿迫 3131 |
| 坂井 商 | " | " " |

入会林野等担当者名及び会員数の訂正

佐賀 松尾守明 を 副島道夫 に 訂正。

熊本 入会林野担当
 技師 東家勝徳
 生産森林組合担当
 参事 梶原 強
 技師 山口森義

会員数

| 県 | 課 | 出先 | 市町村 | | | その他 | 計 |
|----|----|----|-----|-----|----|-----|---|
| | | | 大学等 | その他 | 計 | | |
| 佐賀 | 16 | 12 | 19 | - | 28 | 75 | |
| 熊本 | 7 | 7 | 12 | - | 1 | 27 | |